

令和 3 年

第 1 回浦幌町議会定例会会議録

令和 3 年 3 月 8 日 開会
令和 3 年 3 月 3 1 日 閉会

浦 幌 町 議 会

令和3年第1回浦幌町議会定例会（第1号）

令和3年3月8日（月曜日）

開会 午前10時02分

散会 午後 4時02分

○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告（議長）
- 日程第 5 行政報告（町長）
- 日程第 6 令和3年度町政執行方針
- 日程第 7 令和3年度教育行政執行方針
- 日程第 8 議案第 3号 浦幌町課設置条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 4号 浦幌町交通安全指導員設置条例及び浦幌町防犯指導員設置条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 5号 浦幌町職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 6号 道路構造令等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第 7号 浦幌町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第13 議案第 9号 浦幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第14 議案第10号 浦幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第11号 浦幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第12号 浦幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第13号 浦幌町都市公園条例の一部改正について
- 日程第18 議案第14号 浦幌町の特定の事務を取扱う郵便局の指定について
- 日程第19 議案第15号 令和2年度浦幌町一般会計補正予算
- 日程第20 議案第16号 令和2年度浦幌町町有林野特別会計補正予算
- 日程第21 議案第17号 令和2年度浦幌町国民健康保険事業特別会計補正予算

- 日程第 2 2 議案第 1 8 号 令和 2 年度浦幌町後期高齢者医療特別会計補正予算
 日程第 2 3 議案第 1 9 号 令和 2 年度浦幌町介護保険特別会計補正予算
 日程第 2 4 議案第 2 0 号 令和 2 年度浦幌町浦幌町立診療所特別会計補正予算
 日程第 2 5 議案第 2 1 号 令和 2 年度浦幌町公共下水道特別会計補正予算
 日程第 2 6 議案第 2 2 号 令和 2 年度浦幌町個別排水処理特別会計補正予算
 日程第 2 7 議案第 2 3 号 令和 2 年度浦幌町簡易水道特別会計補正予算
 日程第 2 8 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○出席議員（11名）

1 番	沼	尾	昌	也	2 番	栗	山	博	文
3 番	高	橋		匠	4 番	伊	藤	光	一
5 番	澤	口	敏	晴	6 番	安	藤	忠	司
7 番	福	原	仁	子	8 番	河	内	富	喜
9 番	阿	部		優	1 0 番	森		秀	幸
1 1 番	田	村	寛	邦					

○欠席議員（0名）

○出席説明員

特 別 職

町 長	水	澤	一	廣
副 町 長	山	本	輝	男

町 部 局

総 務 課 長	獅	子	原	将	文
まちづくり政策課長	岡	崎		史	彦
町 民 課 長	佐	藤			亘
こども子育て支援課長	正	保			操
保健福祉課長	廣	富	直	樹	
産 業 課 長	小	川	博	也	
施 設 課 長	早	瀬			実
上浦幌支所長	小	林	昭	典	
会 計 管 理 者	山	本	浩	宣	
診療所事務長	鈴	木			広

教育委員会

教 育 長	水	野	豊	昭
教 育 次 長	熊	谷	晴	裕

農業委員会

会 長	小	川	博	幸
事 務 局 長	坂	下	利	行

監査委員

代表監査委員	神	谷	敏	昭
--------	---	---	---	---

○出席議会事務局職員

局 長	小	島	師	紀
議 事 係 長	川	上	信	義

◎開会の宣告

○田村議長 ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和3年第1回浦幌町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○田村議長 直ちに本日の会議を開きます。

議事につきましては、配付しております日程表により進めますので、よろしくお願いをいたします。

◎日程第1 議会運営委員長報告

○田村議長 日程第1、議会運営委員長報告を許します。

6番、安藤委員長。

○安藤議会運営委員長 議会運営委員長報告をいたします。

令和3年第1回浦幌町議会定例会の運営について、去る3月1日午前、議会運営委員会を開催し、正副議長出席の下、提出される議案について理事者より説明を受け、日程及び運営について協議を行いましたので、報告いたします。

本定例会には、町長提出議案として一般議案12件、令和2年度補正予算案9件、令和3年度予算案9件、諮問1件が提出されております。また、議会提出は、発委、発議等であります。

次に、一般質問につきましては、傍聴機会の拡大を目的に年1回のナイター議会として行う予定としておりましたが、新型コロナウイルスの感染状況及び議場内における傍聴環境と感染防止策を考慮しまして、誠に残念であります。今期は中止とさせていただき、15日月曜日に行うことといたしました。また、16日には浦幌小学校の児童が社会科の授業にて議会を傍聴することとなっておりますことから、感染予防対策を考慮し、本会議の会議時間を10時30分とされるよう議長に申し入れております。

以上の内容及び町において予定されるワクチン接種等の新型コロナウイルス対応策を踏まえ、会期は本日3月8日から3月31日までの24日間でございます。

次に、本日の会議は、諸般の報告、行政報告に続き、一般議案は第3号から第7号及び第9号から第14号までの11件、令和2年度一般会計ほか各特別会計補正予算として議案第15号から第23号までの9件、諮問第1号の1件の審議を予定しております。

また、会議録署名議員につきましては、順番に指名されるよう議長に申し入れを行っております。

なお、本定例会においても新型コロナウイルスの拡散防止及び傍聴される皆様を含めた感染予防のため、マスク着用にて会議を行うこと、また1時間に1回程度の議場内の換気

を行うことにしておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

以上、議会運営委員会において協議をした結果であります。議員各位のご協賛をお願いしまして、議会運営委員長報告といたします。

○田村議長 これにて議会運営委員長報告を終わります。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○田村議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今期会議録の署名議員は、会議規則第126条の規定により、1番、沼尾昌也議員、2番、栗山博文議員を指名いたします。

◎日程第3 会期の決定

○田村議長 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から3月31日までの24日間にしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月31日までの24日間と決定をいたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○田村議長 日程第4、諸般の報告を事務局長より行わせませす。

○小島議会事務局長 諸般の報告をいたします。

今期議会の説明員につきましては、令和3年2月22日付で町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長、代表監査委員に出席の要求をいたしております。

次に、令和3年2月8日から令和3年3月7日までの1の議長等の動静につきましては、お手元に配付しておりますので、御覧願います。

2のその他については、特に報告すべき事項はございません。

次に、監査委員から提出のあった令和2年11月分から令和3年1月分の例月出納検査報告につきましては、事前に配付をさせていただいておりますので、ご了承願います。

次に、令和2年12月14日開会の浦幌町議会第4回定例会で可決されたコロナ禍に対する地域経済対策を求める要望意見書につきましては、同日付で内閣総理大臣及び各関係大臣に提出をいたしております。

以上で諸般の報告を終わります。

○田村議長 これにて諸般の報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○田村議長 日程第5、行政報告を許します。

町長。

○水澤町長 行政報告を行います。

令和3年2月8日から令和3年3月7日までの町長等の動静につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、御覧おきを願いたいと思います。

次に、町内で発生しました2件の火災について報告をいたします。1件目は、出火日時は令和3年2月15日、消防の覚知時刻は午前零時53分、出火時刻は調査中であります。出火場所は、浦幌町幾千世243番地の3、建物火災であります。罹災者については、記載のとおりであります。鎮火時刻は、2月15日午前1時41分、焼損状況につきましては木造平家建て1棟2戸の共同住宅のうち1戸が部分焼したものであります。焼損面積は6.075平方メートル、出火原因は調査中、損害額についても調査中であります。消防活動状況については、浦幌消防署から車両5台、人員13人が出動しました。なお、消防団にあつては招集したものの、延焼拡大のおそれがないため現場活動に至らず、途中で引揚げとなっております。浦幌町消防団の出動人員、団本部2人、第1分団20人であります。

2件目の火災について、1、出火日時、令和3年2月19日、消防覚知は午前9時8分、出火時刻は調査中であります。出火場所は、浦幌町字幾千世243番地の3、建物火災で、2月15日の発生事案と同一の場所であります。罹災者については、記載のとおりであります。鎮火時刻は、2月19日午後零時18分、焼損状況は木造平家建て1棟2戸の共同住宅が全焼したものであります。焼損面積は60.75平方メートル、出火原因、損害額ともに調査中であります。消防活動状況は、浦幌消防署、車両5台、人員14人、浦幌町消防団、車両4台、人員16人、人員内訳は記載のとおりであります。また、豊頃消防署からの出火出動していただいております、車両1台、人員2名であります。合計で車両10台、人員32人。

以上、2件の火災についての報告といたします。

続いて、町立診療所の日曜診療の廃止について報告をいたします。日曜診療は、小野寺クリニック浦幌多田医院の閉院に伴い、平成27年4月から慢性疾患などで定期的に受診されている患者の方で平日及び水曜日の夜間診療に通院困難な方を対象に第2、第4日曜日の10時から16時まで診療を行ってまいりました。開設2年目の平成28年度には、外来患者数が1回平均約20人、年間450人を超えましたが、平成29年度以降減少傾向が続き、今年度の途中実績では開設日21回中7割を超える15回が10人未満となり、インフルエンザ予防接種で急増する11月を除く1回平均が7人台で推移しています。また、本来の対象としていた慢性疾患などで定期的に受診されている患者の方で平日及び水曜日の夜間診療に通院困難な方もほとんどいないことから、町立診療所の日曜診療は今月をもって廃止することといたしました。なお、今後についても引き続き急病等の夜間休日等の時間外診療と同様な診療体制で対応するとともに、インフルエンザ感染が流行する時期の日曜日には平日の受診混雑を考慮した予防接種日の設定について検討するなど、町立診療所を保健施設の中核を担う地域密着型医療機関として町民の健康保持に必要な医療の提供を図ってまいります。

以上、町立診療所の日曜診療の廃止についての報告といたします。

以上で行政報告といたします。

○田村議長 これでは行政報告を終わります。

◎日程第6 令和3年度町政執行方針

○田村議長 日程第6、令和3年度町政執行方針の説明を求めます。

町長。

○水澤町長 令和3年第1回町議会定例会の開会に当たり、町政執行方針を申し上げます。

平成23年度からスタートした「浦幌町第3期まちづくり計画」が令和2年度で最終年度を迎えることとなりますが、この10年間、町政執行に当たりましては、第3期まちづくり計画を基本として、各種施策を推進してまいりました。

この間、我が国は人口減少社会を迎えて、少子高齢化が進行するとともに、想定外の大規模な自然災害の相次ぐ発生や新型コロナウイルス感染症によるパンデミックと、それに伴う社会生活の変化や経済の急激な停滞など、第3期まちづくり計画の策定時には想定できなかった諸課題が複雑かつ多岐にわたって惹起し、地方を取り巻く環境は、一段と厳しさを増しています。

このような時代背景の中で、まちづくりを進めるための指針として、町内関係各位のご協力の下議会の議決をいただき、『想いをつないで未来を創る“わたしたちのまち”うらほろ』を10年後の町の将来像とする「浦幌町第4期まちづくり計画」を策定いたしました。

町政執行に当たりましては、これまで同様、町民と行政が一体となって、第4期まちづくり計画に基づき各種施策を推進してまいります。

この第4期まちづくり計画では、第3期から引き続き人口減少対策、雇用の確保、定住対策を共通課題としながら、この将来像の実現に向けて、物づくりに観点を置いた「新しいちからを取り入れ確かな産業を創るまちづくり」、暮らしづくりに観点を置いた「健やかで安心できる支え合いのまちづくり」、人づくりに観点を置いた「人と文化を育むまちづくり」、町の基盤づくりに観点を置いた「豊かな自然環境の保全と快適に暮らせるまちづくり」、行財政基盤に観点を置いた「計画的かつ効率的な行政運営」の5項目を基本目標に定め、加えて本町の最重要課題である「子育て環境の充実」、「就労環境の充実」、「移住・定住・交流環境の充実」の3項目を全ての基本目標に横断的に関わる重点プロジェクトとして「子どもを産み育てたいと思えるまち」、「仕事をつなげたい、つくりたいと思えるまち」、「住み続けたい、関わりたいと思えるまち」と掲げ、10年後の浦幌町を見据えたまちづくりを進めてまいります。

本町の令和3年度一般会計予算は64億1,300万円、前年度当初予算比11億6,600万円、15.4%の減、8特別会計を合わせた総額は90億8,209万円、前年度当初予算比10億5,148万3,000円、10.4%の減となっております。

本定例会に予算案を上程しており、予算審議の中で個々具体的な内容につきましては担

当課長等から説明させますが、主要な施策について申し上げます。

産業の振興について申し上げます。

現在、第一次産業を基幹産業とする本町を取り巻く環境は、年々厳しさを増し、TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定、さらには日英EPAの動向など、農林水産業に及ぼす影響は大きく、関係団体との連携を密にして情報の共有を図りながら、適切に対応してまいります。

畑作につきましては、昨年は総じて豊穡の秋を迎えましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、小豆の消費量が過去最低水準になるなど先行き不透明な農業情勢の中、各種事業を通じ効率的で生産性の高い経営体の育成を図るとともに、生産性の向上と高品質な農作物を生産する取組などの支援を行ってまいります。

畜産につきましても、高水準で推移し、高値を維持してきた肉用牛の枝肉価格・素牛取引価格が、コロナ禍による緊急事態宣言の発令で枝肉の売上げが急減しており、また、酪農では、生乳生産を維持するとともに堅調に推移してきた個体価格は、肉用牛同様下落しており、価格回復の見通しは不透明な状況であります。

今後においても肉用牛の優良後継牛導入・肥育牛の地域内一貫生産の促進や乳用牛の高能力初妊牛導入に対する支援、家畜伝染病自衛防疫推進協議会の疾病予防に対する取組への助成などを引き続き実施してまいります。

農地基盤の整備につきましては、新規事業として美園地区の計画樹立に着手するほか、継続事業として合流地区、栄穂地区及び恩根内地区の道営事業を推進するとともに、町単独事業により明渠、暗渠排水の圃場整備や圃場の透排水性の改善を図るための事業を引き続き実施してまいります。

林業につきましては、町有林を含む一般民有林において、森林環境譲与税を活用しながら一定面積の植栽が着実に行われており、今後も安定的な木材生産を目指すための人工林資源構成の平準化に向けた取組を進めてまいります。

漁業につきましては、秋サケ定置網漁をはじめとして総体的な水揚げ量・魚価の低迷が続くなど、漁業を取り巻く環境は年々厳しさを増していることから、「つくり・育てる漁業」の推進をはじめ、漁獲向上のため緊急漁場保全活動や、回帰資源造成のための秋サケふ化放流事業、種苗中間育成事業のほか、海面養殖漁業支援事業などの各種支援事業を実施してまいります。

厚内漁港の整備につきましては、着実に整備促進が図られるよう、今後とも政務活動の中で継続的に要請してまいります。

商工業の振興につきましては、コロナ禍による影響や町内の商工事業者の後継者不足など喫緊の課題も抱えており、商工会が実施する経営改善普及事業などにより行う積極的な事業展開に支援を行うほか、事業承継を推進する中小企業経営承継事業、町内消費拡大を図る行政ポイント事業の創設などに加え、新規創業・第二創業への支援を継続し、商工会や金融機関との情報交換や連携体制を強化しながら、地域経済の活性化を図ってまいりま

す。

観光の振興につきましては、令和2年度においては新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、各種イベントの中止を余儀なくされましたが、本年度においては感染症対策を講じた中で「森林公園」、「留真温泉」、「道の駅」を核とした本町の観光やイベント情報の広告宣伝を積極的に実施し、浦幌町観光協会が実施する事業に対する支援や、浦幌町で起業した旅行者等と連携して地域資源を生かした体験型観光を推進するなど、コロナに負けない浦幌町の魅力を発信してまいります。

雇用対策について申し上げます。

雇用をめぐる情勢につきましては、ハローワーク池田管内でも月間有効求人倍率が1倍を超える状況が続いており、従業員の確保が難しい状況となっております。

従業員確保を望む企業への対策として、町内企業の求人情報の提供や従業員の雇用に対する支援のほか、各種産業振興施策と一体的に雇用の促進を図ってまいります。

福祉・保健予防・医療対策について申し上げます。

児童福祉につきましては、令和2年度からスタートした「第2期浦幌町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援事業の推進と教育・保育サービス等の提供体制の確保に努めてまいります。

本年、4月1日に開園する認定こども園では、教育・保育を一体的に提供していくとともに、保健福祉センターから子育て支援センターを移設し、地域の子育て家庭への支援を一体的に提供し、機能の充実を図ってまいります。

令和3年度から「子育て支援センター」において実施する一時保育については、認定こども園に通っていない満6か月児から就学前児童を対象に受入れを引き続き実施してまいります。

また、上浦幌ひまわり保育園に認定こども園で調理した給食を搬出することにより、保育園機能の充実と保護者負担の軽減が図られるよう北海道と協議を進めてまいります。

子ども発達支援センターにおいては、心身の発達の遅れや不安を抱えているお子さんと保護者に対して、一人一人と個別に関わりながら療育の支援を行うとともに、児童虐待を防止するため、関係機関と情報などを共有し、適切な連携の下対応してまいります。

保護者が日中家庭にいない児童の健全な育成を図るため「上浦幌児童クラブ」及び「学童保育所」における保育環境の充実に努めるとともに、子育て支援センターによる「浦幌町ファミリーサポート事業」を引き続き実施してまいります。

社会福祉につきましては、「第3期浦幌町地域福祉計画」が最終年を迎えることから、令和4年度に向けた次期計画の策定作業を進めてまいります。

障がい者福祉につきましては、「第3期浦幌町障がい者計画・第6期浦幌町障がい福祉計画」をスタートさせ、「障がいに理解のある 地域で創る 安心なまちづくり」を基本理念に掲げ、障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、各種施策を実施してまいります。

経済的及び障がいなどに起因する理由で生活に困窮されている方々への支援については、民生委員などと連携し、国、北海道及び各関係機関と共に適時適切に対応してまいります。

高齢者福祉につきましては、本町の総人口に占める65歳以上の高齢化率が「42%」を超え、独り暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯が増えている状況において、地域のニーズが複雑化、多様化しており、高齢者一人一人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、令和3年度から令和5年度までの「老人福祉計画・第8期介護保険事業計画」に基づき、関係機関や地域住民と連携しながら、地域全体で高齢者を支える「地域包括ケアシステム」を推進してまいります。

また、「高齢者見守りネットワーク事業」による地域の見守り体制の構築、介護予防・生活支援等重度化防止の取組の強化、認知症サポーターの養成・認知症カフェの開催など、「共生」と「予防」を両輪とした認知症施策の推進、成年後見制度の利用促進など、様々な高齢者が安心して生活できる環境づくりを進めてまいります。

保健予防につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種について、国が示す接種対象者の順に沿って、万全な体制の下で速やかに接種することができるよう、町立診療所と十分に連携を取り進めるとともに、対象となる方が自らの意思で接種の有無を決めていただくことができるよう、ワクチンの効果や副反応について、分かりやすい情報提供に努めてまいります。

また、季節性インフルエンザ予防接種に要する費用につきましては、高校生が負担する1人1回当たりの金額を2,000円から1,000円に引き下げ、世帯の経済的負担の軽減と接種率の向上に努めてまいります。

妊産婦及び新生児支援につきましては、安心して安全に出産できる環境づくりを推進するため、妊婦健診に要した交通費や、出産に要した宿泊費を助成する「妊産婦安心出産支援事業」、産後の健康管理のための「産婦健康診査」及び聴覚の障がいを早期に発見するための「新生児聴覚検査」に要した費用の助成を引き続き実施してまいります。

国民健康保険で実施している生活習慣病の重症化予防などの保健事業につきましては、健診受診率の向上に努めるとともに、健診などの結果から、自ら健康の保持増進に取り組んでいただけるよう、家庭訪問などを通して一人一人の健康状態に合った支援を行い、後期高齢者医療制度に移行した後も、脳卒中や心疾患といった介護が必要となる疾病を予防し、住み慣れた自宅で自立した生活を送れるよう支援してまいります。

町立診療所で、平成27年4月から開設してきました毎月第2・第4日曜日の日曜診療は、外来患者数の減少等により3月をもって廃止することといたしました。

日々の診療については、医師多忙の中においても代替医師の協力も得ながら患者様本位の体制を取り、毎週水曜日の夜間診療を引き続き実施してまいります。

また、エックス線CTスキャナーや電動ベッド等の医療機器の機能向上を進め、適切な診療や快適な入院生活を図ってまいります。

今後とも町内唯一の地域密着型医療機関として、医療体制の確立を維持し、患者様に寄り添い、町民の皆様が安心して暮らせるよう安全で信頼できる診療所づくりに努めてまいります。

教育・文化及びスポーツの振興について申し上げます。

町民一人一人の学びを実現するため、教育委員会と緊密な連携を図りながら、総合教育会議で定めた教育大綱に基づき、教育行政を進めてまいります。

学校教育については、「小中一貫コミュニティ・スクール」の充実を図り、「浦幌町教育の日」の取組と連携して学力や体力の向上に取り組むほか、児童生徒1人1台のパソコン整備により、ICTを活用した学習活動の充実に努めてまいります。

また、スクールバスの更新、浦幌小学校教頭住宅建て替え工事等の教育環境整備に努めてまいります。

社会教育については、関係団体や学校教育との連携・協働により地域学校協働活動を推進し、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」を展開してまいります。

公民館などを有効活用しながら、主体的に学べる社会教育と生涯学習の充実を図り、生涯にわたって豊かな人生を送れる社会の確立と地域の活性化を促進してまいります。

また、全ての町民がそれぞれの体力や年齢に応じ、生涯にわたってスポーツ活動を行える環境づくりを目指します。

このほか、教育関係の具体的な施策の推進については、教育委員会から申し上げます。

快適に暮らせるまちづくりについて申し上げます。

少子高齢化が進む中、町民の移動手段を確保するため、コミュニティバス及び本別・浦幌生活維持路線バスを継続して運行するとともに、NPO法人ひだまりと連携し公共交通空白地有償運送事業を引き続き実施してまいります。

また、重要な移動手段である鉄道に関しては、JR北海道が新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けており、今後の状況にも注意を払いながら、これまで同様に公共交通機関としての機能維持について、さらにJR北海道との情報共有を図ってまいります。

町道整備につきましては、継続事業の促進を図るとともに、損傷度合いなどを考慮し、経済的かつ計画的な維持・補修を行ってまいります。

また、橋梁点検及び修繕につきましては「浦幌町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき実施してまいります。

住宅施策につきましては、令和2年度に策定した「浦幌町住生活基本計画」及び「浦幌町公営住宅等長寿命化計画」により推進してまいります。

空き家対策につきましては、特定空家等解体補助金を活用し、自発的な特定空家等の解体を進め、町民が安全で安心して暮らすことのできる生活環境の保全を図ってまいります。

公共下水道につきましては、浦幌終末処理場の設備について、「浦幌町下水道ストックマネジメント計画」に基づき更新整備を行ってまいります。

個別排水処理につきましては、これまで255基の合併浄化槽を整備し維持管理を行ってお

り、継続して普及促進に取り組んでまいります。

簡易水道につきましては、給水区域における安定供給・強靱化を図るため、重要幹線などの管路耐震診断の実施及び浦幌町簡易水道耐震化計画を策定するとともに、浦幌浄水場などの監視制御システム更新工事及び設備更新工事などを計画的に実施し、安全で安心な水道水の供給を行ってまいります。

地籍調査事業につきましては、平成5年度に着手して以来28年が経過し、進捗率は50.6%となっており、本年度も継続して実施してまいります。

交通安全及び防犯運動の推進につきましては、一昨年5月に町内において1名の方が犠牲となる死亡交通事故が発生しており、今後においても引き続き交通安全関係団体等と連携を図りながら、交通安全対策に取り組んでまいります。

また、巧妙化する犯罪が多発している状況にあつては、警察や消費者協会など関係機関と連携を図りながら、消費者への情報提供、啓発活動などを講じてまいります。

ごみ処理対策につきましては、「浦幌町一般廃棄物処理基本計画」及び「浦幌町分別収集計画」に基づき、ごみ処理やリサイクル体制の充実を進めるとともに、町民への啓発活動を推進しながら、ごみの分別の徹底や減量化、リサイクル化の促進に引き続き取り組んでまいります。

公衆浴場につきましては、指定管理者との連携を図りながら、利用者のサービス向上や地域振興・地域経済の活性化に努めてまいります。

防災・消防・救急体制の充実について申し上げます。

全国各地で地震や台風に伴う災害が発生し、各種災害に対する的確な対応が求められているところであり、町民の生命、財産を守るため、「浦幌町地域防災計画」に基づき対応してまいります。

効果的な防災・減災対策を図るには、基本である「自助」、「共助」、「公助」の連携が重要であり、そのためにも「共助」である自主防災組織の組織率向上を図る必要があることから、引き続き「まちづくり出張説明会」などを通じ、行政区内での自主防災組織の設立または防災に関する事業の実施と防災委員の設置についてお願いしてまいります。

また、令和2年度に作成予定であった防災ハザードマップにつきましては、北海道より新たな津波浸水想定図が公表された後に作成、全戸配布してまいります。

災害時における情報伝達手段については、調査研究を進めてまいりましたが、これまでのデジタル防災行政無線に加え、新たな防災情報伝達システムを導入し、町民への情報伝達の充実を図ってまいります。

また、「森林公園キャンプ場」をはじめ、町内6か所の屋外における通信環境の充実を図るため、新たに公衆無線LAN環境整備を実施してまいります。

消防・救急業務につきましては、住民の安心・安全と住みよいまちを基本理念とする「とちかち広域消防局」の下、近隣自治体との広域的な相互協力体制で消防力の強化に努めているところです。「災害は忘れた頃にやってくる」という言葉もありますが、東日本大震災か

ら今年で10年が経過しようとする中、これまでも多くの災害が全国各地で猛威を振るい、もはや「災害は忘れる間もなくやってくる」という状況です。このような大規模災害に対し、地域の安心・安全を守るためには、地域住民に最も身近な存在である消防団を中心とした地域防災力の充実強化が重要であります。

消防車両整備については、上浦幌地域の第4分団に小型動力ポンプ付積載車の更新を進めるとともに、6月開催予定の北海道十勝川水系水防演習に参加するなど、災害対応力の向上に努めてまいります。

また、救急体制につきましては、近年の高齢化を背景に救急需要が増加傾向にある中、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う救急隊員の安全確保を徹底した上で、さらなる救命率向上のため救急救命士の教育研修に努めるとともに、町民を対象とした救命講習にて応急処置の普及啓発を推進してまいります。

行政サービスの向上について申し上げます。

現在、役場本庁舎及び上浦幌支所で取り扱っております戸籍の謄抄本や住民票などの交付事務について、新たに厚内郵便局と吉野郵便局で取り扱うこととし、効率的な行政サービスを提供してまいります。

新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、また、デジタル時代を見据えたデジタルガバメント実現のためには、書面主義、押印原則、対面主義からの決別が喫緊の課題となっていることから、押印見直しに向けた検討を進めてまいります。

公平公正な債権確保の推進について申し上げます。

町税は重要な自主財源であることから、課税客体の適正な把握による課税、収納率の向上及び納期内納税促進のため、引き続き口座振替納税の普及を図るとともに、コンビニ納付及びインターネットを利用したクレジット納付の普及を図ってまいります。

また、債権管理条例に基づき、これからも町民負担の公平性・公正性の確保と適正な管理に努めてまいります。

定住・移住、交流・関係人口の拡大対策について申し上げます。

学校発の子どもを軸とした官民協働の事業である「うらほろスタイル推進事業」や、事業の活動拠点であり交流施設である「うらほろスタイル複合施設FUTABA」の有効活用については、NPO法人うらほろスタイルサポートと連携を図り、交流・関係人口の拡大に努めてまいります。

町民と都市圏の企業人など多彩な人材が連携し、地域の課題解決と産業振興モデルを創出するため、令和元年度から進めている「十勝うらほろ創生キャンプ」事業については、地方創生推進交付金のほか、事業に賛同いただける企業からのふるさと寄附金も活用しながら、継続して事業を推進してまいります。

官民協働の事業として実施してまいりました常室ラボ運営事業につきましては、3年間の実証期間を終え、施設としての利用成果が得られ、また、テレワークなど、都会から地方への人の流れを受け入れる施設として、今後も継続して事業を展開するため、管理運営

を民間委託し、通年での活動を実施するとともに、林業木材産業をはじめとする人材育成のほか、地域間交流事業を引き続き展開してまいります。

友好の町の岩手県洋野町との交流については、昨年、コロナ禍により交流事業が中止となりましたが、パークゴルフ交流のほか、相互のイベントにおいて、両町の物産交流を行ってまいります。

協働のまちづくりについて申し上げます。

「浦幌町町民参加条例」の基本理念である、協働のまちづくりを進めていくため、広報誌、ホームページ、電子メール配信に加え、地デジ広報やラインを活用した情報発信のほか、職員が各地域に出向く「まちづくり出張説明会」などを実施しており、より町民に行政への関心を高めていただくよう、様々な方法をもって町民に直接、行政情報を届けながら、多くの方がまちづくりに参加できる機会の充実を図ってまいります。

また、町民社会活動総合補償制度や笑顔輝く地域づくり支援事業を継続して実施し、町民が行う協働事業を円滑に進めていただけるよう支援してまいります。

男女共同参画社会の実現に向けては、審議会などの女性の登用率の向上を図るほか、「浦幌町男女共同参画基本計画」に基づき、引き続き、女性も男性も一人一人が自らの意思で様々な社会活動に参画する機会を確保し、活気あるまちづくりを推進してまいります。

第4期まちづくり計画重点プロジェクトについて申し上げます。

重点プロジェクト1「子どもを産み育てたいと思えるまち」では、家庭をつくりたいと思える環境の充実のため、結婚祝い事業、うらフェス交流事業を新たに実施するとともに、安心して子育てできる環境の充実のため、現在、中学生までとしている医療費の無料化について、対象を高校生世代まで拡大してまいります。

このほか、国の幼児教育・保育無償化において、無償化の対象とならない世帯があることから、町独自で実施する全世帯、保育料等完全無償化、出産祝金の贈呈、給食費の無料化、2歳児未満の紙おむつ購入費助成、不妊に悩むご夫婦を支援するため特定不妊治療費及び不育症治療費の助成などを継続実施してまいります。

重点プロジェクト2「仕事をつなげたい、つくりたいと思えるまち」では、新たに雇用機会の確保と地元就職の促進のため、中小企業経営承継事業、資格取得促進事業、就業人材育成事業、U I J ターン新規就業移住支援事業を実施するとともに、創業支援の推進のため、就業チャレンジ事業を実施してまいります。

このほか、雇用促進事業補助、新規創業等促進補助、地域産業活性化補助による支援と浦幌町地場工業等振興条例及び浦幌町企業誘致促進条例における助成措置などを引き続き行い、担い手確保、雇用機会の創出促進に努めてまいります。

重点プロジェクト3「住み続けたい、関わりたいと思えるまち」では、町民や転入者への住宅建設・購入に対する支援措置としての定住住宅取得補助、民間賃貸住宅建設促進事業補助、住宅リフォーム補助及び店舗等リフォーム補助などを継続し、居住環境の整備充実を図ってまいります。

コロナ禍にあって、人の往来や交流が制限され、事業の実施が難しい場面も想定される中ではありますが、国や北海道の動向を注視しながら、町民の安全確保と町内の経済安定のため、新型コロナウイルス感染症対策を進めつつ、令和3年度は新たなまちづくり計画のスタートの年として、着実に計画を推進させるため各種施策に取り組んでまいります。

以上、町政執行につきまして私の基本的な考え方を申し上げましたが、第4期まちづくり計画の町の将来像である『想いをつないで未来を創る“わたしたちのまち”うらほろ』の実現に向けて、町民の皆様と共に、町政の運営に取り組んでいきたいと考えております。

議員各位をはじめ、町民の皆様のお一層のご支援とご協力を心からお願い申し上げます。町政執行方針といたします。

以上であります。

○田村議長 以上で町政執行方針を終わります。

◎日程第7 令和3年度教育行政執行方針

○田村議長 日程第7、令和3年度教育行政執行方針の説明を求めます。

教育長。

○水野教育長 令和3年第1回浦幌町議会定例会に当たり、教育行政の執行に関する基本方針を申し上げます。

急激に変化する社会状況の中で、複雑で予測困難な時代を生きるためには、多様な人々と協働しながら様々な社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会のつくり手となる人材育成が求められています。

浦幌町では、「自立」と「協働」の教育理念を掲げ、小中一貫コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進に取り組み、地域総ぐるみでふるさとを愛する心を育むとともに、ICTを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現させ、確かな学力に基づいた「生きる力」を育成していきます。

また、総合教育会議等を通じて、町長と教育委員会が円滑な意思疎通を図り、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立って教育活動を展開し、「社会に開かれた地域とともにある学校づくり」及び「人づくり・つながりづくり・地域づくり」を進めていきます。

I. 学校教育

喫緊の課題である学力や体力・運動能力向上の取組を一層充実させるため、「魅力ある学校づくり」など6点にわたって施策を申し上げます。

(1) 魅力ある学校づくり

「社会に開かれた教育課程」の実現を図るため、浦幌町小中一貫コミュニティ・スクール推進計画を策定し、学校運営協議会等において、学校と家庭・地域が熟議を通して、ビジョンや望ましい子ども像、課題や情報等を共有し、相互に連携・協働して地域と共にある学校づくりを目指し推進してまいります。

安全教育・防災教育については、危機管理マニュアルの点検・見直しを行い、交通安全

の徹底に向けた指導や、各学校において1日防災学校の実施をするとともに、不審者や登下校時の総合的な安全対策についても関係機関や支援団体の協力の下に取り組みます。

さらに、浦幌町通学路交通安全プログラムに基づき、児童生徒が安全に通学できるよう、通学路の安全確保に引き続き取り組みます。

(2) 確かな学力

各学校で全国学力・学習状況調査等を活用した検証改善サイクルに基づき、小中及びこども園等合同の研修会や乗り入れ授業等を実施するほか、家庭学習や放課後及び長期休業期間中の学習サポートの充実を図ります。

また、地域総ぐるみで「早寝・早起き・朝ごはん（あいさつ・ノーテレビデー）運動」を継続するとともに、「スマホ・ゲーム機使用のルール」に基づき生活リズムの改善に取り組みます。

「朝読・家読」運動、「うらほろリレー家読」運動などの取組等について「教育の日実践交流会」などで成果を交流します。

文部科学省が示すGIGAスクール構想に基づき、令和2年度に整備完了した学校のICT環境について、児童生徒1人1台に配備したタブレット型パソコンの授業における効果的な活用方法を検証するとともに、情報活用能力の育成に向けた教育活動を実践していきます。

また、令和2年度に導入した、統合型校務支援システムや学校サーバークラウドの運用を開始していきます。

小学校で教科化された外国語活動等については、外国語指導助手（ALT）の2名体制を継続し、グローバルな児童生徒の育成に努めます。

特別支援教育については、児童生徒一人一人に応じた支援を充実するため特別支援教育支援員を配置し、学校内での支援体制を継続するとともに、特別支援教育連携ネット等の関係機関との連携や教育指導体制及び特別支援教育の充実・強化に努めます。

(3) 豊かな心

「特別の教科 道徳」では、命の大切さ、人を思いやる心の育成を推進し、自己を見詰め、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習が行われるよう、「考え、議論する道徳」の実現を目指して、多様な指導方法等の工夫を図り、組織的な授業改善の推進に努めます。

また、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を確立し道徳教育の充実に努めます。

キャリア教育については、自己肯定感の育成や人間関係形成能力の育成を目指し、地域の人材活用や関係団体との連携を深めます。

生徒指導については、小中一貫教育推進の観点に立ち、「浦幌町いじめ防止対策基本方針」を柱に、「学校いじめ防止基本方針」によるいじめの未然防止、早期発見・早期解消等に努めます。

また、「十勝いじめ根絶強化月間」と連携した、いじめ防止の取組を推進します。

(4) 健やかな体

児童生徒が体力の向上を実感し、自己肯定感や達成感を保護者と共有していく組織的な体力向上の取組を進めます。

新型コロナウイルス感染症に備えた適切な対応を行うため、「学校の新しい生活様式」の徹底等を図ります。

町内全小学校で実施し効果を上げているフッ化物洗口については、健康教育・虫歯予防対策として取組を継続します。

学校給食センターでは、食育の推進、地場産食材の活用推進、食物アレルギーへの対応等の基本構想に基づき、学校給食衛生管理基準にのっとった運営を図り、安心安全なバランスの取れた栄養豊かな給食の提供に努めるとともに、「浦幌みのり給食」の実施と学校給食の無料化を継続していきます。

(5) 資質の向上と組織の活性化

教職員の服務規律の徹底や資質の向上、学校組織の活性化に努めます。

また、児童生徒の健康・安全を確保するとともに、教職員が意欲とやりがいを持ち、健康に働くことができる環境整備に向けて、統合型校務支援システムの活用や変形労働時間の導入検討等、働き方改革を着実に進めていきます。

(6) 教育環境の整備

児童生徒等の安全・安心な学習・生活環境を確保するため学校室内環境測定等の実施を継続するほか、各学校の保健室、パソコン教室の空調設備設置、スクールバスの更新、浦幌小学校教頭住宅建て替え工事などの整備を行います。

II. 社会教育

次に、社会教育については、本年度より開始する、「第9期浦幌町社会教育中期計画」を基盤とし、主体的に学べる社会教育・生涯学習の充実に努めます。

(1) 生涯学習の推進

地域学校協働本部とコミュニティ・スクールが連携・協働しながら、「ひとつづくり、つながりづくり、地域づくり」の担い手の育成に努め、持続可能な地域教育力の向上を目指します。

各公民館は、新型コロナウイルス感染症に配慮しながら社会教育施設を有効活用した公民館まつりや文化祭、文化週間等各種事業と、ICTを活用した、「うらほろ」らしい生涯学習の推進に努めます。

公民館の整備については、厚内公民館トイレ改修工事を実施し、高齢者等に配慮した利用しやすい施設整備を進めます。

家庭教育については、子育て支援センターと連携した「子育て出前ミニ講座」や「親子ふれあい講演」を開催し、学習機会や情報交換の充実に努めるとともに、「早寝・早起き・朝ごはん（あいさつ・ノーテレビデー）運動」の推進に取り組みます。

少年教育については、自立・自律心を伸ばし、郷土愛と生きる力を育むため、学校・家

庭・地域と連携しながら、子ども居場所づくり事業や通楽（学）合宿を実施するとともに、「浦幌町子どもの読書活動推進計画」に基づいた読書活動の推進と、「浦幌町教育の日」における「スマホ・ゲーム機使用のルール」宣言を推進します。

高齢者教育については、高齢者の経験と特技を伝承し、学校と連携・協働した世代間交流の機会の充実と促進を図るため、寿大学を継続しながら元気でシルバーライフを営まれるような環境づくりを目指します。

図書館事業については、「第2期浦幌町子どもの読書推進計画」に基づき、各種事業を展開します。

ボランティアの活動支援を継続し、連携・協働しながら各種読書活動の推進を図るとともに、お話し会や赤ちゃんタイムを活性化し、親子が気軽に足を運びたいくなるような図書館運営に努めます。

また、学校図書室や公民館図書室と連携を図りながら、地域総ぐるみで読書活動を推進してまいります。

博物館事業については、本町における学術資源を町内外に情報発信するため展示室改修事業を実施し、ホームページ開設や資料データベース整備などの情報システムを導入するとともに、複合施設である当館のメリットを生かし、引き続き図書館と博物館の連携を進めます。

また、町内に点在する各種文化財について調査・研究し、「後世に守り伝えるべき貴重な財産」として認識できるよう、指定文化財の新規指定を目指します。

アイヌ文化については、アイヌ振興法に基づきラポロアイヌネイションやアイヌ民族文化財団と連携し、先住民族の歴史と文化を発信する事業の充実を図ります。

（2）スポーツの振興

スポーツの振興については、障がいの有無にかかわらず体力や年齢、そして目的に応じて気軽にできるスポーツ教室を中心とした生涯スポーツの振興を目指します。

また、スポーツの生活化・定着化を促進するため、スポーツ推進委員と各種スポーツ団体と連携して、スポーツ指導者への講習会を開催しながら人材育成を図ります。

総合スポーツセンターや浦幌パークゴルフ場等の指定管理施設は、指定管理者のノウハウを最大限に生かし、住民サービスの向上を図ります。

町民協働のボランティアにより、町の体育施設を自主的に管理していただいている関係団体と密に連絡を取り合いながら、安全なスポーツ活動の環境整備に努めます。

体育施設の整備については、アイスアリーナ用製氷車更新整備、浦幌町民球場木製階段改修工事、浦幌パークゴルフ場防球ネット設置工事等を行い、利用者の安全確保と機能の充実に努めます。

以上、令和3年度の教育行政執行方針を申し上げます。

「十勝はひとつ、子どもたちのために」との熱き思いを胸に、地域の皆様と共に浦幌町の教育を前進させてまいります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

以上です。

○田村議長 以上で教育行政執行方針を終わります。

お諮りをいたします。ここで暫時休憩したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時29分 再開

○田村議長 休憩を解き会議を開きます。

休憩前に引き続き審議を続けてまいりたいと思います。

◎日程第8 議案第3号

○田村議長 日程第8、議案第3号 浦幌町課設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 議案書の1ページを御覧願います。議案第3号 浦幌町課設置条例の一部改正について。

浦幌町課設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月8日提出、浦幌町長。

次のページを御覧願います。浦幌町課設置条例の一部を改正する条例。

本条例の改正につきましては、条文の朗読を省略し、説明資料により説明させていただきます。議案説明資料の1ページを御覧願います。1、改正の趣旨でございますが、令和3年度に認定こども園が開園し、浦幌幼稚園及びしらかば保育園が閉園することに伴い、こども子育て支援課の分掌事務の改正を行うものでございます。

2、改正の内容でございますが、第2条のこども子育て支援課の分掌事務において、現在幼稚園の事務に関する事、保育園、保育所等の事務に関する事及び児童福祉施設に関する事の3項目であったものを児童福祉に関する事及び児童福祉施設に関する事の2項目に改めるものでございます。

3、施行期日でございます。この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

なお、新旧対照表につきましては説明資料2ページに記載しておりますので、ご参照願

います。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第4号

○田村議長 日程第9、議案第4号 浦幌町交通安全指導員設置条例及び浦幌町防犯指導員設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○佐藤町民課長 議案書3ページを御覧願います。議案第4号 浦幌町交通安全指導員設置条例及び浦幌町防犯指導員設置条例の一部改正について。

浦幌町交通安全指導員設置条例及び浦幌町防犯指導員設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月8日提出、浦幌町長。

次のページを御覧ください。浦幌町交通安全指導員設置条例及び浦幌町防犯指導員設置条例の一部を改正する条例。

以下、条文の朗読を省略し、議案説明資料の改正の趣旨及び改正の内容等によりまして説明させていただきます。議案説明資料は3ページを御覧願います。あわせて、4ページに新旧対照表を記載しております。1の改正の趣旨ですが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の制定に伴い所要の整理をするため、関係条例の一部を改正するものでございます。

2の改正の内容ですが、①、浦幌町交通安全指導員設置条例の一部改正、第1条関係については、法律の施行に伴い交通安全指導員は一般職の会計年度任用職員に該当することから、任期及び費用弁償に関する規定を改正するものでございます。なお、身分に関する規定は既に改正しております。

②、浦幌町防犯指導員設置条例の一部改正、第2条関係につきましては、法律の施行に

伴い防犯指導員は一般職の会計年度任用職員に該当することから、任期及び費用弁償に関する規定を改正するものでございます。なお、身分に関する規定は既に改正しております。

3の施行期日ですが、この条例は、公布の日から施行します。なお、この条例の施行前に浦幌町会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和2年浦幌町規則第8号）により任用された者の任期及び費用弁償については、改正後の浦幌町交通安全指導員設置条例または浦幌町防犯指導員設置条例の規定が適用されたものとみなします。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第5号

○田村議長 日程第10、議案第5号 浦幌町職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 議案書の5ページを御覧願います。議案第5号 浦幌町職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について。

浦幌町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月8日提出、浦幌町長。

次のページを御覧願います。浦幌町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例。

本条例の改正につきましては、条文の朗読を省略し、説明資料により説明させていただきます。議案説明資料の5ページを御覧願います。1、改正の趣旨でございますが、現行の特殊勤務手当について支給対象の業務における現状を踏まえた手当の改廃と浦幌町立診療所の看護業務に従事する職員を対象とする手当を新設するものでございます。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国家公務員において新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例が制定されたことを受け、本町においても新型コロナウイルス感染症から町民等の生命及び健康を保護するために行わ

れる措置に係る防疫作業に従事した職員に対し特殊勤務手当を支給する特例を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

2、改正の内容でございますが、①の特殊勤務手当の改廃、新設及び字句の整理、第2条関係につきましては、野犬掃討従事手当及び蜂駆除作業従事手当を廃止し、伝染病防疫作業及び行旅死亡人並びに変死人取扱従事手当を感染症防疫作業手当と行旅死亡人及び変死人取扱従事手当に分けて規定するとともに、夜間看護業務手当及び救急業務待機手当を新設するものでございます。

②の夜間看護業務手当、第7条関係につきましては、浦幌町立診療所の看護業務に従事する職員の深夜勤務についてこれまで宿日直手当を支給していた取扱いを改め、夜間看護業務手当を支給するもので、支給額は勤務1回当たり看護師については6,800円、看護助手については5,800円とするものでございます。表に記載してございますが、これまでは宿日直手当を支給していたものを改正後は夜間看護業務手当及び夜間勤務手当を支給するものでございます。

③の救急業務待機手当、第8条関係につきましては、浦幌町立診療所の看護業務に従事する職員が救急業務に備えて自宅等において勤務時間外に待機を命ぜられた場合に救急業務待機手当を支給するもので、待機時間が午前8時30分から午後5時30分までの間については1回2,500円、待機時間が午後5時30分から翌日の午前8時30分までの間については1回1,500円とするものでございます。

④の感染症防疫作業手当の特例の新設、附則第2項及び第3項関係につきましては、新型コロナウイルス感染症から町民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業で町長が認めるものに従事した場合において感染症防疫作業手当の特例を設けて支給するものでございます。支給額につきましては、感染者もしくはその疑いのある者が使用した物件の処理などの場合は日額3,000円、感染者もしくはその疑いのある者の身体に直接接触する作業またはこれらの者の身体に長時間にわたり接触して行う作業などの場合は日額4,000円とするものでございます。

3、施行期日でございます。この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

なお、新旧対照表につきましては説明資料7ページから8ページに記載しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

6番、安藤議員。

○安藤議員 お聞きしたいのですが、特殊勤務手当の中で野犬の関係と蜂駆除作業廃止ということでございますが、野犬の関係については町民課のほうでやられていたのではないかなと思うのです。そして、あと犬のポストだとか、そういうのもこの庁舎の裏にあったと思われるのですが、その関係とか野良犬の関係、今後は町はやらないということになる

のか、それとも今係の方いると思うのですが、その方がやるけれども、手当は払わないということなのか。それから、蜂駆除の関係ですが、ホームページを見ると蜂駆除の関係は町のほうに電話があったら業者のほうに連絡しなさいということで、町は現地確認も何も一切やらないということによろしいのですか。

○田村議長 答弁願います。

町民課長。

○佐藤町民課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の野犬掃討等でございますけれども、通常は職員が対応しておりますが、これについては通常業務の中で実施しているということで特に業者に委託とか、そういうことではなくて、今後も直接町のほうで職員自ら出動して実施する予定となっておりますが、特に危険なものということは現在ありませんので、そういった中でいくと特殊勤務手当には該当しないのではないかとということで除外させていただきました。

また、蜂駆除につきましては、従前は町職員が直接行っておりましたが、いろいろと諸問題ございまして、現在は町内の業者に委託しておりますが、町民の方々から蜂の巣があるということの通報を受けた場合につきましては職員が現地を確認して、その状況を把握して業者さんにつなぐというような形を取っておりますが、費用につきましては生活保護の世帯、あるいは65歳以上の高齢者の世帯につきましては町費で公費負担をさせていただいておりますが、その他につきましては自費、実費負担ということで了解得ながら業者のほうに委託をしているということで、全てではありませんけれども、町のほうに通報いただいた分につきましては町のほうで現地確認を全て行っているという状況でございます。

以上です。

○田村議長 6番、安藤議員。

○安藤議員 野犬掃討の手当については、今までもそしたら出していないということではないのですか。

それとあと、蜂駆除の関係ですが、町のほうに電話来たら担当者が見に行って今まで蜂に刺されたということがあるといのは聞いているのですが、それだけ危険なものを確認に行ってもこの手当が出ないということはどうなのかなと思うのですが、その辺について。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 ただいまの件でございますが、まず第一前提としまして特殊勤務手当につきましては国家公務員にないものについては極力町村にある独自の手当についてはなくすようにしなさいという指導がございます。それがまず大前提にあるのが1つでございます。蜂の駆除の関係ですとか野犬掃討の関係につきましては、野犬掃討等もここ近年私の知っている範囲の中では10年ぐらい支給した実績がございません。また、蜂駆除についても以前は職員が蜂を駆除していたときには支給していた実績がございますが、現在は先ほど町民課長から説明ありましたように業者に委託しておりますので、確認だけの作業と

ということでは支給はしておりませんので、蜂の駆除をしている実績が職員にないということで支給の実績がないといった状態となっているものでございますので、ご理解願いたいと思います。

○田村議長 6番、安藤議員。

○安藤議員 分かりました。蜂駆除の関係で現地確認して刺されたということになると、公務災害ということで町のほうで治療費というか、そういうのは出るのかなと思うのですが、その辺について。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 ただいまの件でございますが、まず当然蜂駆除というか、確認に行つて蜂に刺されたといった場合には公務災害の対象になりますし、そういった作業に行く可能性のある職員については検査というか、行っておりまして、エピペンと申しますか、そういったものを所持するとか、そういった検査のほうも行っているということは今後も引き続き実施はしてまいります。

以上です。

○田村議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第6号

○田村議長 日程第11、議案第6号 道路構造令等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定ついてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

施設課長。

○早瀬施設課長 議案書の8ページを御覧願います。議案第6号 道路構造令等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定ついて。

道路構造令等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和3年3月8日提出、浦幌町長。

次のページを御覧願います。道路構造令等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例。

本条文の朗読を省略し、説明資料により説明をさせていただきます。説明資料の9ページを御覧願います。1、改正の趣旨でございますが、道路構造令が改正され、交通安全施設に自動運行補助施設が加えられたほか、歩行者利便増進道路の基準が加えられたことから、改正を行うものでございます。また、併せて自動運行補助施設の占用料や文言修正等の所要の改正を行うものでございます。

2の改正の内容でございますが、(1)浦幌町道路占用料徴収条例、①は別表関係で、自動運行補助施設の占用料を追加するものでございます。

(2)浦幌町道路の構造の技術的基準等を定める条例、①は第4条関係で、町道の構造の技術的基準を定めている条数を明記していますが、新たに第42条、歩行者利便増進道路を追加しましたので、次条から第41条を次条から第42条に改正をするものでございます。

②は、第31条関係で、交通安全施設に自動運行補助施設を追加するものでございます。

③は、第42条関係で、歩行者利便増進道路の整備基準に関する規定を追加するものでございます。

④は、第43条関係で、条例の施行に際しての詳細事項を規則に委任することを定めるものでございます。

⑤は、第5条、第6条、第9条、第34条、第39条、第40条関係で、その他文言修正等の所要の改正を行うものでございます。

3、施行期日でございますが、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

なお、新旧対照表につきましては説明資料10ページから11ページに記載しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第7号

○田村議長 日程第12、議案第7号 浦幌町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○佐藤町民課長 議案書11ページを御覧願います。議案第7号 浦幌町国民健康保険条例の一部改正について。

浦幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月8日提出、浦幌町長。

次のページを御覧ください。浦幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

浦幌町国民健康保険条例（昭和34年浦幌町条例第6号）の一部を次のように改正する。

以下、条文の朗読を省略し、議案説明資料の改正の趣旨及び改正の内容等によりまして説明させていただきます。議案説明資料は14ページを御覧願います。あわせて、15ページに新旧対照表を記載しております。1の改正の趣旨ですが、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

2の改正の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の定義について文言を整理するものでございます。

3の施行期日ですが、この条例は、公布の日から施行します。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りをいたします。ここで暫時休憩したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

午前 11時54分 休憩

午後 0時59分 再開

○田村議長 休憩を解き会議を開きます。

休憩前に引き続き審議を続けたいと思います。

◎日程第13 議案第9号～日程第14 議案第10号

○田村議長 お諮りをいたします。

日程第13、議案第9号 浦幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について及び日程第14、議案第10号 浦幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正については、提案理由が同一の案件であることから、一括議題として審議したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案第9号及び日程第14、議案第10号の2件を一括議題として審議することに決定をいたしました。

ただいま一括議題とした案件について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 議案第9号 浦幌町指定居宅介護支援等の基準条例の一部改正並びに議案第10号 浦幌町指定介護予防支援等の基準条例一部改正、この2件につきまして一括して説明をさせていただきます。

議案書15ページを御覧願います。議案第9号 浦幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について。

浦幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月8日提出、浦幌町長。

次のページを御覧願います。浦幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

浦幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年浦幌町条例第1号）の一部を次のように改正する。

本条例の一部改正の内容につきましては、条文の朗読を省略させていただき、後ほど議案第10号と一括して別冊の議案説明資料にて説明をさせていただきます。

次に、議案書20ページを御覧願います。議案第10号 浦幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について。

浦幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正す

る条例を次のように定める。

令和3年3月8日提出、浦幌町長。

次のページを御覧願います。浦幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例。

浦幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成27年浦幌町条例第4号）の一部を次のように改正する。

本条例の一部改正の内容につきましても条文の朗読を省略させていただき、議案第9号と一括して別冊の議案説明資料にて説明をさせていただきます。

議案説明資料の19ページを御覧願います。1の改正の趣旨でございますが、町が指定する居宅介護支援及び介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等につきましては、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により市町村は厚生労働省令の基準に従い条例に定めるものとされていることから、国が示す基準省令に従い制定しているところであります。今般国では、社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえ、3年に1度定期的な介護保険制度の見直しを実施しており、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）が公布され、国が示す基準省令の一部が改正されましたので、改正された省令の規定に対応する本条例の規定の一部を改正するものでございます。

2の改正する条例でございますが、記載のとおりでございます。

3の改正の内容でございますが、指定居宅介護支援及び指定介護予防支援に関する基準について厚生労働省令の改正内容のとおり改正するものでございます。それぞれ改正する内容をご説明いたしますが、改正箇所につきましては記載のとおりでございます。説明を省略させていただきます。

改正の内容①は、高齢者虐待防止の推進を追加し、その際3年の経過措置期間を設けるものです。

②は、CHASE、VISIT情報の収集、活用とPDCAサイクルの推進を推奨するものです。

③は、質の高いケアマネジメントの推進として、作成したケアプランにおける各サービスの割合など利用者に説明することについて新たに求めるものです。

④は、会議や多職種連携におけるICTの活用について見直しを行うものです。

⑤は、生活援助の訪問回数の多い利用者等への対応として、ケアプランを作成する事業者に対して点検、検証の仕組みを導入するものです。

⑥は、ハラスメント対策の強化として、事業者の適切なハラスメント対策を求めることとするものです。

⑦は、業務継続に向けた取組の強化として、感染症や災害が発生したとしても必要なサービスを継続的に提供する体制を構築するための業務継続計画の策定などを義務づけ、その際3年の経過措置期間を設けるものです。

⑧は、感染症対策の強化を義務づけ、その際3年の経過措置期間を設けるものです。

⑨は、運営規程等の掲示に係る見直しとして、事業所に重要事項を掲示することに加え、閲覧可能なファイル等で備え置くことなどを可能とするものです。

⑩は、記録の保存等に係る見直しとして、諸記録の保存、交付等について原則として電磁的な対応を求めるものとし、その範囲を明確化するものです。

⑪は、利用者への説明、同意等に係る見直しとして、書面としていたケアプランや重要事項証明書等の説明、同意等について電磁的記録による対応を原則認めるとするものです。

最後に、⑫、その他として、字句の整理等でございます。

4の施行期日でございますが、この条例は、令和3年4月1日から施行とします。ただし、議案第9号改正条例の第16条第20号の次に1号を加える改正規定、改正の内容⑤、生活援助の訪問回数の多い利用者等への対応につきましては、令和3年10月1日から施行するものです。

なお、新旧対照表につきましては、議案第9号改正条例は21ページから、議案第10号改正条例は27ページから34ページまで添付しておりますので、ご参照願います。

以上で議案第9号及び議案第10号の一括説明を終わらせていただきますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより一括議題とした議案第9号及び第10号を一括して採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第11号～日程第16 議案第12号

○田村議長 お諮りをいたします。

日程第15、議案第11号 浦幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例の一部改正について及び日程第16、議案第12号 浦幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部改正については、提案理由が同一の案件であることから、一括議題として審議したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、日程第15、議案第11号及び日程第16、議案第12号の2件を一括議題として審議することに決定をいたしました。

ただいま一括議題とした案件について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 議案第11号 浦幌町指定地域密着型サービスの基準条例の一部改正並びに議案第12号 浦幌町指定地域密着型介護予防サービスの基準条例の一部改正、この2件につきまして一括して説明をさせていただきます。

議案書25ページを御覧願います。議案第11号 浦幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例の一部改正について。

浦幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月8日提出、浦幌町長。

次のページを御覧願います。浦幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例。

浦幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例（平成25年浦幌町条例第2号）の一部を次のように改正する。

本条例の一部改正の内容につきましては、条文の朗読を省略させていただき、後ほど議案第12号と一括して別冊の議案説明資料にて説明をさせていただきます。

次に、議案書40ページを御覧願います。議案第12号 浦幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部改正について。

浦幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月8日提出、浦幌町長。

次のページを御覧願います。浦幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部を改正する条例。

浦幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例（平成25年浦幌町条例第3号）の一部を次のように改正する。

本条例の一部改正の内容につきましても条文の朗読を省略させていただき、議案第11号と一括して別冊の議案説明資料にて説明をさせていただきます。

議案説明資料の35ページを御覧願います。1の改正の趣旨でございますが、町が指定す

る地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等につきましては、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により市町村は厚生労働省令の基準に従い条例に定めるものとされていることから、国が示す基準省令に従い制定しているところです。今般国では、社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえ、3年に1度定期的な介護保険制度の見直しを実施しており、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）が公布され、国が示す基準省令の一部が改正されましたので、改正された省令の規定に対応する本条例の規定の一部を改正するものです。

2の改正する条例でございますが、記載のとおりでございます。

3の改正の内容でございますが、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに係る基準について厚生労働省令の改正内容のとおり改正するものです。それぞれ改正する内容をご説明いたしますが、改正箇所につきましては記載のとおりでございます。説明を省略させていただきます。なお、改正内容の①から⑨は全サービス共通の改正となり、また⑩から⑳につきましてはそれぞれのサービス種別ごとの改正となります。

それでは、改正の内容①は、高齢者虐待防止の推進を追加し、その際3年の経過措置期間を設けるものです。

②は、CHASE、VISIT情報の収集、活用とPDCAサイクルの推進を推奨するものです。

③は、業務継続に向けた取組の強化として、感染症や災害が発生したとしても必要なサービスを継続的に提供する体制を構築するための業務継続計画の策定などを義務づけ、その際3年の経過措置期間を設けるものです。

④は、ハラスメント対策の強化として、事業者の適切なハラスメント対策を求めることとするものです。

⑤は、感染症対策の強化と義務づけ、その際3年の経過措置期間を設けるものです。

⑥は、会議や多職種連携におけるICTの活用について見直しを行うものです。

⑦は、運営規程等の掲示に係る見直しとして、事業所に重要事項を掲示することに加え、閲覧可能なファイル等で備え置くことなどを可能とするものです。

⑧は、記録の保存等に係る見直しとして、諸記録の保存、交付等について原則として電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化するものです。

⑨は、利用者への説明、同意等に係る見直しとして、書面としていたケアプランや重要事項証明書等の説明、同意等について電磁的記録による対応を原則認めるとするものです。

⑩は、夜間対応型訪問介護に係るオペレーターの配置基準等の緩和として、オペレーターを併設する施設等の職員との兼務などを可能とするものです。

⑪は、訪問系サービスに係るサービスつき高齢者向け住宅等における適正なサービスの提供として、事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとするもの

です。

⑫は、通所系、居住系、施設系サービスに係る認知症介護基礎研修の受講の義務づけにつきましては、介護に直接携わる無資格の職員に対して認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないこととし、その際3年の経過措置期間を設けるものです。

⑬は、通所系、居住系サービスに係る地域と連携した災害への対応の強化として、非常災害対策が義務づけられている事業者は避難等の訓練の実施に当たって地域住民の参加が得られるよう連携に努めることとするものです。

⑭は、認知症対応型通所介護に係る管理者の配置基準の緩和として、当該事業所の他の職務に従事することを可能とするものです。

⑮は、小規模多機能型居宅介護に係る人員配置基準の見直しとして、本事業所が併設している場合において一定の条件を満たす場合は管理者と介護職員との兼務を可能とするものです。

⑯は、多機能系サービスに係る過疎地域におけるサービス提供の確保として、一定の条件を満たす場合は登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間に限り行わず、登録定員及び利用定員を超えることを可能とするものです。

⑰は、認知症対応型共同生活介護に係る地域の特性に応じた認知症グループホームの確保等として、ユニット数の弾力化、サテライト型事業所の基準を創設するものです。

⑱は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る人員配置基準の見直し等として、栄養士及び生活相談員の配置基準の見直しを行うものです。

⑲は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る栄養ケア、マネジメントの充実として、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこととし、その際3年の経過措置期間を設けるものです。

⑳は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る口腔衛生管理の強化として、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を行うこととし、その際3年の経過措置を設けるものです。

最後に、㉑、その他として、字句の整理等です。

4の施行期日でございますが、この条例は、令和3年4月1日から施行するものです。

なお、新旧対照表につきましては、議案第11号改正条例は38ページから、議案第12号改正条例は78ページから93ページまで添付しておりますので、ご参照願います。

以上で議案第11号及び議案第12号の一括説明を終わらせていただきますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより一括議題とした議案第11号及び第12号を一括して採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第13号

○田村議長 日程第17、議案第13号 浦幌町都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

施設課長。

○早瀬施設課長 議案書の47ページを御覧願います。議案第13号 浦幌町都市公園条例の一部改正について。

浦幌町都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月8日提出、浦幌町長。

次のページを御覧願います。浦幌町都市公園条例の一部を改正する条例。

本条文の朗読を省略し、説明資料により説明をさせていただきます。説明資料の94ページを御覧願います。1、改正の趣旨でございますが、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（令和2年法律第28号）の一部が改正され、引用条項の条ずれが生じたことと文言修正に関わる所要の改正をするものでございます。

2、改正の内容でございますが、①は第1条の6関係で、引用条項及び文言を修正するものでございます。

②は、第8条及び別表第1関係で、文言を修正するものでございます。

3、施行期日でございますが、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

なお、新旧対照表につきましては説明資料95ページから96ページに記載しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第14号

○田村議長 日程第18、議案第14号 浦幌町の特定の事務を取扱う郵便局の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○佐藤町民課長 議案書49ページを御覧願います。議案第14号 浦幌町の特定の事務を取扱う郵便局の指定について。

次のとおり浦幌町の特定の事務を取扱う郵便局を指定することについて、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月8日提出、浦幌町長。

以下、議案の朗読を省略し、議案説明資料の指定の趣旨等によりまして説明させていただきます。議案説明資料は97ページを御覧願います。1、指定の趣旨ですが、これまで役場本庁舎及び上浦幌支所でのみ取り扱っていた戸籍の謄抄本や住民票などの交付事務について指定する郵便局で取り扱うこととし、効率的な行政サービスの提供を行うため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第1項の規定により浦幌町の特定の事務を取り扱う郵便局を指定し、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものです。

2の指定する郵便局の名称及び位置は、表に記載のとおりで、厚内郵便局、字厚内2条通2丁目11番地、吉野郵便局、字吉野121番地2の2か所といたします。

3の取扱事務の範囲については、①、戸籍謄本等、除籍謄本等、ただし当該戸籍もしくは除かれた戸籍に記載され、または記録されている者に対するものに限り、

②、住民票の写し等、ただし自己または自己と同一の世帯に属する者に対するものに限り、

③、戸籍の付票の写し等、ただし当該戸籍の付票に記載されている者に対するものに限り、

④、印鑑登録証明書、ただし当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限り、

⑤、以上の証明書であっても浦幌町手数料徴収条例によりその手数料の徴収が免除されるものを除きます。

4、契約の期間につきましては、令和3年4月1日から令和4年3月31日までといたします。ただし、契約期間を延長できるものといたします。

5、取扱い開始日は、令和3年7月1日からといたします。

参考として、委託契約については以上定めるもののほか、委託事務の取扱いに関し必要な事項につきましては浦幌町と日本郵便株式会社が合意の上、委託契約内容を定めるものといたします。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

10番、森議員。

○森議員 この件につきましては、以前同僚議員が一般質問等を行いまして地域住民のことを思ってなされたのかなと思っております。また、行政のほうでも先ほど町長の執行方針にもありましたように、効率的な行政サービスを提供するというもお聞きしているところでもございます。この取扱事務の範囲なのですが、どのようにして町民の方に渡されるのか、その辺説明をいただきたいなと思います。

○田村議長 答弁願います。

町民課長。

○佐藤町民課長 ただいまのご質問でございますが、まず請求される町民の皆さんが厚内郵便局と吉野郵便局におかれましてそれぞれの証明書の請求書に請求内容を記載していただきます。その請求内容を確認をいたすのは、郵便局の職員でございますが、必要事項記載の内容について確認しまして、その後本人である確認を写真つきの証明書、例えば運転免許証ですとか、そういったもので本人を確認をさせていただきます。その後、その請求書を役場との専用回線を使いましてスキャンをしまして送信いただきます。その後、郵便局からこういう方がこういう請求をされたということで電話で連絡をいただきます。その内容を役場町民課の職員が審査をいたしまして、それで問題がないということになりましたら交付なのですが、もし内容等に確認する事項がありましたら、ご本人と電話で確認をさせていただくような形を取る予定でございます。その後、請求された証明書のデータをこれまた専用回線を使いましてそれぞれの郵便局に設置しましたプリンターで出力いたします。その出力する証明書の用紙につきましては、浦幌町で作成しております改ざん防止の専用用紙を使いまして電子公印を使って証明書を発行いたします。その出力された証明書を郵便局で内容を確認していただきます。それで、証明書がもし複数枚ある場合につきましては、電動契印機というものがございまして、それで枚数を重ねましてとじるといったような作業もいたします。そこで請求内容に問題なければ、ご本人に交付をいたしまして、郵便局の職員が手数料を受領すると、その後ご本人に領収書を発行して終了というような流れとなっております。

以上です。

○田村議長 10番、森議員。

○森議員 戸籍等や何かを請求するのは、今まで私も上浦幌支所の管轄にいますが、何ら変わりはないのかなと思います。ただ、役場のほうに来て戸籍なり住民票戻っていったときに戸籍を扱うということは、職員の方の関係なのですけれども、その辺はどのようなになっているのでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

町民課長。

○佐藤町民課長 役場職員の対応ですか。

(「はい」の声あり)

○佐藤町民課長 それにつきましては、通常業務が役場の中でもいろいろとございますので、対応を即座にできるかどうか分かりませんが、なるべくお客様を待たせないように請求内容をきちんと確認の上、ただ今回の取り扱える範囲につきましては本人とそこに記載されている家族の方のみになってございますので、その分についてはあまり時間を要しないで交付事務が可能かなと考えておりますが、いずれにしましても今後の開始時期が7月1日とさせていただきますのは3か月間いろんな今言った基盤整備、回線の設置ですとか、機器の設置、あるいは町民への周知、あと郵便局の職員との研修、そういったいろんなテストを踏まえて問題なく実施できるような期間を3か月ということで期間いただきまして、万全な体制で7月1日から臨みたいと考えておりますので、役場の中の体制もそれに合わせて対応できるようにきちんとしていきたいと考えております。

以上です。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 私もこの証明書の請求に関して、厚内だとか吉野だとか遠方の方がより取得しやすくなることに関してとてもよいことだと思っています。この件に関して4点ほどお聞きしたいと思います。

1点目、戸籍謄本等は記載された者に対するものに限るとされております。相続手続で使うことになると、被相続人、お父さんだとかお母さんの戸籍だとかも必要になってくるのですが、その場合にはこの郵便局での取得というのはできないということでしょうか。

2点目、足の不自由だとか、移動ができない方が取得しようとする場合、代理人による請求というのも考えられますが、今回この郵便局で取得する場合は代理人による請求はできないことでしょうか。

3点目、浦幌町手数料徴収条例により手数料の徴収が免除されるものを除くとなっておりますが、浦幌町手数料徴収条例で免除される中に生活保護者もいらっしゃるかと思います。その方は、この規定により郵便局では戸籍謄本等は取得できないという解釈になるかと思いますが、その趣旨を教えてください。

4点目、契約期間が1年間、4月1日から翌年の3月31日までとなっております。これ契約期間を延長できるとなっているのですけれども、どれぐらい利用があれば延長するこ

とを考えているつもりなのでしょうか。

その点を4点ほど教えてください。お願いします。

○田村議長 答弁願います。

町民課長。

○佐藤町民課長 ただいまの議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の今回の取扱いにつきましては、先ほど説明しましたように本人もしくはそこに記載されている者のみということでございます。ご質問の内容の相続に関する関係で父母ですとか、そういった直系の尊属、卑属に関わる部分につきましては通常役場の窓口では交付できる内容でございますけれども、この法律の趣旨につきましては郵便局の職員にその取得の理由を窓口で説明しなくても請求できるものに限るという内容でございますので、そういったものにつきましてはご本人といたしますか、そこに記載のない者につきましては大変申し訳ないのですが、役場あるいは上浦幌支所のほうで取得いただくということになりますので、郵便局のほうでは取扱いができないというような内容でございます。

次に、2点目の体の不自由な方の代理人請求につきましても今と同様、代理人につきましてはご本人ではございませんので、請求はできませんので、役場の本庁舎あるいは上浦幌支所のほうで大変申し訳ないのですが、従来どおりの請求という形になります。

3点目の手数料条例の関係の除外につきましては、内容につきましては例えば法令によりまして住民票の記載事項証明というのがございまして、例えば労働基準法の出稼労働者手帳、あるいは船員法の船員手帳、そういったものに浦幌から遠くに行かれる場合に住民票の記載事項証明をする場合は無料ですというような規定がございます。これにつきましてもそういう内容がご本人から理由を聞かなければならないという部分がありますので、除外させていただく。また、2つ目の公費の援助または扶助を受けるためということで、例えば児童扶養手当、就学援助、生活保護、そういったものを申請するときにつきましては無料ですよという決めでございますが、これにつきましても請求理由を郵便局職員に示さなければならぬということで除外と。もう一つは、生活保護の適用を受けている方につきましては無料なのですが、生活保護につきましては個人情報ということでございますので、そこは郵便局の職員に私は生活保護ですよということを提示して請求するのは好ましくないということがございますので、除外をさせていただきます。ただ、ご本人がそういったことを伏せて料金を支払って請求された場合につきましては、当然郵便局の職員は生活保護の方というのは分かりませんので、請求には応じるという形にはなろうかと思いますが、ただいずれにしても役場のほうで審査いたしますので、そこにつきましては検討は要しますけれども、基本的には除外をさせていただきたいと考えております。このようなことで基本的に請求の理由を示さなくても請求ができる方に対しての交付ということでさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

もう一点、契約期間の関係、これにつきましては今までの厚内地区、吉野地区の交付の状況を踏まえまして現状予測をしている件数が厚内地区が220件程度、吉野地区も180件程

度と考えております。ただ、件数だけでははかれませんので、今後の住民の声と申しますか、そういったサービスの内容もいろいろと変わっていきますので、そういった町民の利用者のお声も聞きながら考えていきたいなとは思っていますが、件数が少ないから即やめるとか、そういったことは今のところ考えておりませんので、まずやってみて皆さんの反応がよければぜひとも続けていきたいなと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○田村議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第15号

○田村議長 日程第19、議案第15号 令和2年度浦幌町一般会計補正予算を議題といたします。

お諮りをいたします。本議案の審議は、提案理由の説明及び質疑を歳入、歳出に分けて行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、本議案の審議は、これを歳入、歳出に分けて行うことに決定をいたしました。

初めに、歳入は、20ページ、20款1項町債までの説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 別冊の補正予算書1ページを御覧願います。説明資料につきましては98ページからになります。議案第15号 令和2年度浦幌町一般会計補正予算。

令和2年度浦幌町の一般会計補正予算(第15回)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5億9,469万1,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ81億7,919万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 繰越明許費の追加は「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為)

第3条 債務負担行為の追加・変更は「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債)

第4条 地方債の変更は「第4表 地方債補正」による。

令和3年3月8日提出、浦幌町長。

2ページから5ページまでの第1表、歳入歳出予算補正につきましては、説明を省略させていただきます。

6ページを御覧願います。第2表、繰越明許費補正。追加でございます。2款総務費、1項総務管理費、事業名、役場庁舎会議室拡張事業、金額500万円、4款衛生費、1項保健衛生費、事業名、保健福祉センター空調設備設置事業、金額2,350万円、この2事業につきましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和3年度へ繰り越して事業実施するものでございます。6款農林水産業費、1項農業費、事業名、産地生産基盤パワーアップ事業、金額4,675万円、内容につきましては説明資料98ページに記載のとおり令和2年第4回町議会定例会において補正計上した内容について令和3年度へ繰り越して事業実施するものでございます。6款農林水産業費、1項農業費、事業名、栄穂地区担い手育成型畑地帯総合整備事業、金額1,360万円、内容につきましては説明資料117ページに記載のとおり区画整理47.2ヘクタールについて令和3年度へ繰り越して事業実施するものでございます。同じく6款農林水産業費、1項農業費、事業名、恩根内地区担い手育成型畑地帯総合整備事業、金額340万円、内容につきましては説明資料118ページに記載のとおり区画整理12.5ヘクタールについて令和3年度へ繰り越して事業実施するものでございます。7款1項商工費、事業名、レストラン施設トイレ改修事業、金額1,500万円、10款教育費、2項小学校費、事業名、小中学校空調設備設置事業、金額2,220万円、10款教育費、5項社会教育費、事業名、厚内公民館トイレ改修事業、金額2,000万円、これら3事業は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和3年度へ繰り越して事業実施するものでございます。

7ページを御覧願います。第3表、債務負担行為補正。追加でございます。事項、新型コロナウイルスワクチン接種予約受付等委託料、期間、令和2年度から令和3年度、限度額800万円、説明資料111ページに記載のとおり新型コロナウイルスワクチン接種の予約受付等に係る委託料について令和3年度にかけて契約を締結するためのものでございます。

続きまして、変更でございます。事項、新型コロナウイルス感染症緊急対策資金融資に係る利子補給、補正前の期間、令和3年度から令和11年度、限度額1,383万円、補正後の期間、令和3年度から令和12年度、限度額900万円、融資の実績見込みにより変更するものでございます。

8 ページを御覧願います。第4表、地方債補正。変更でございます。起債の目的、過疎対策事業、補正前限度額15億3,700万円、補正後限度額13億6,110万円。次に、下から5段目、公共施設等適正管理推進事業、補正前限度額2,610万円、補正後限度額1,720万円。次に、下から3段目、緊急防災・減災対策事業、補正前限度額2,430万円、補正後限度額2,280万円。9 ページを御覧願います。減収補填債、補正前限度額ゼロ円、補正後限度額685万6,000円。計、補正前限度額16億9,564万6,000円、補正後限度額15億1,620万2,000円でございます。これらの内容につきましては、歳入で申し上げますので、説明を省略させていただきます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。

10ページ及び11ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1の総括につきましては、説明を省略させていただきます。

12ページを御覧願います。2、歳入、1款町税、1項町民税、2目法人200万円を減額し、3,600万1,000円。

2項1目固定資産税3,124万5,000円を追加し、3億5,509万5,000円。

4項1目町たばこ税200万円を追加し、3,365万円。

5項1目入湯税20万円を減額し、190万円。

これらにつきましては、説明資料98ページから99ページに記載のとおり課税額確定に伴い補正するものでございます。

2款地方譲与税、1項1目地方揮発油譲与税116万8,000円を減額し、2,383万2,000円。

6款1項1目地方消費税交付金2,703万5,000円を追加し、1億1,203万5,000円。

8款1項1目地方特例交付金171万4,000円を追加し、670万1,000円。

これらにつきましては、いずれも譲与額、交付額の確定に伴い補正するものでございます。

11款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林水産業費分担金635万3,000円を減額し、1,926万6,000円、担い手育成型畑総整備事業受益者分担金につきましては説明資料116ページから118ページに記載のとおりでございます。

2項負担金、1目民生費負担金3万2,000円を追加し、1億1,814万円、4節老人福祉施設費負担金につきましては説明資料110ページに、5節老人保護措置費負担金につきましては説明資料99ページに記載のとおりでございます。

2目衛生費負担金14万円を減額し、6万円。

4目教育費負担金114万円を減額し、1,748万1,000円。

14ページを御覧願います。12款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料44万2,000円を追加し、124万9,000円。

2目民生使用料616万7,000円を減額し、2,576万4,000円、1節社会福祉使用料につきましては説明資料99ページに、3節介護サービス使用料につきましては説明資料100ページ及び108ページに記載のとおりでございます。

5目土木使用料120万7,000円を追加し、6,991万8,000円。

6目教育使用料59万円を減額し、46万1,000円。

2項手数料、1目総務手数料56万6,000円を減額し、207万3,000円。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金325万8,000円を減額し、1億4,697万8,000円、2節国民健康保険事業保険基盤安定国庫負担金につきましては説明資料105ページに、3節児童福祉費国庫負担金につきましては説明資料100ページ及び107ページに、4節介護保険事業低所得者保険料軽減国庫負担金につきましては説明資料110ページに記載のとおりでございます。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金1,737万8,000円を追加し、7億8,910万6,000円、1節総務費補助金のうち新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては説明資料100ページ、101ページに記載のとおり2,283万5,000円を追加するもので、既予算措置事業の事業費減額見込みを考慮し、101ページに記載の6事業に6,120万円を充当するものでございます。なお、それぞれの交付金充当事業の補正予算説明欄に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金追加額の記載がございますが、これは101ページに記載の充当額を再掲したものでございます。

2目民生費国庫補助金131万3,000円を追加し、1,393万1,000円、内容につきましては説明資料101ページ及び106ページに記載のとおりでございます。

3目土木費国庫補助金1億2,764万4,000円を減額し、1億3,510万6,000円、内容につきましては説明資料120ページに記載のとおりでございます。

16ページを御覧願います。4目教育費国庫補助金13万1,000円を追加し、1,224万6,000円、2節幼稚園費補助金につきましては説明資料123ページに記載のとおりでございます。

5目衛生費国庫補助金6万5,000円を追加し、225万5,000円、内容につきましては説明資料101ページから102ページに記載のとおりでございます。

3項委託金、2目民生費委託金77万円を減額し、100万3,000円。

14款道支出金、1項道負担金、2目民生費道負担金173万5,000円を追加し、1億14万3,000円、3節国民健康保険事業保険基盤安定道負担金につきましては説明資料105ページに、5節児童福祉費道負担金につきましては説明資料100ページ及び107ページに、6節介護保険事業低所得者保険料軽減道負担金につきましては説明資料110ページに記載のとおりでございます。

2項道補助金、1目総務費道補助金29万1,000円を減額し、88万5,000円、内容につきましては説明資料104ページに記載のとおりでございます。

2目民生費道補助金17万6,000円を追加し、1,401万8,000円、2節児童福祉費補助金につきましては説明資料101ページ、106ページに記載のとおり、3節老人福祉費補助金につきましては説明資料110ページに記載のとおりでございます。

3目衛生費道補助金151万6,000円を減額し、142万6,000円。

4目農林水産業費道補助金2,610万1,000円を減額し、2億2,676万9,000円、1節農業費補助金につきましては説明資料115ページから117ページに記載のとおりでございます。

3項委託金、1目総務費委託金18万2,000円を減額し、1,049万4,000円、内容につきましては説明資料105ページに記載のとおりでございます。

18ページを御覧願います。3目農林水産業費委託金76万円を追加し、1,420万1,000円、農業費委託金の中の中山間地域等直接支払交付金の内容につきましては説明資料114ページに記載のとおりでございます。

15款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入7万9,000円を追加し、5,345万1,000円。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入318万2,000円を追加し、318万3,000円。

2目物品売払収入39万9,000円を追加し、40万円。

16款1項寄附金、1目一般寄附金630万円を追加し、630万1,000円。

2目指定寄附金30万円を減額し、1億1,835万1,000円、1節指定寄附金の内容につきましては説明資料123ページに記載のとおりでございます。

17款繰入金、2項1目基金繰入金3億3,807万8,000円を減額し、1億9,243万8,000円、内容につきましては財政調整基金繰入金3億2,528万4,000円減額のほか、事業費確定に伴う特定目的基金繰入金を補正するものでございます。

19款諸収入、4項受託事業収入、2目民生費受託事業収入594万4,000円を追加し、703万6,000円、1節後期高齢者医療広域連合受託事業収入の内容につきましては説明資料102ページに記載のとおりでございます。

19款諸収入、5項雑入、2目過年度収入8万円を追加し、158万4,000円、内容につきましては説明資料124ページに記載のとおりでございます。

20款1項町債、1目総務債1,085万6,000円を追加し、1億3,610万2,000円、内容につきましては事業費確定に伴う補正及び説明資料102ページに記載のとおり減収補填債を追加するものでございます。

2目民生債1億2,130万円を減額し、11億7,040万円。

3目衛生債440万円を減額し、1,560万円。

これらは、事業費確定に伴います補正でございます。

5目農林水産業債1,080万円を減額し、1,350万円、内容につきましては説明資料117ページに記載のとおりでございます。

6目土木債4,800万円を減額し、1億2,750万円、内容につきましては説明資料120ページに記載のとおりでございます。

20ページを御覧願います。7目消防債110万円を減額し、1,220万円。

8目教育債470万円を減額し、3,890万円。

これらは、事業費確定に伴う補正でございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。ここで暫時休憩したいと思いますけれども、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

午後 1時59分 休憩

午後 2時14分 再開

○田村議長 休憩を解き会議を開きます。

休憩前に引き続き審議を続けたいと思います。

次に、歳出は、21ページ、1款1項議会費から49ページ、13款諸支出金、1項過年度支出金までの説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 補正予算書21ページを御覧願います。3、歳出でございますが、初めに正職員及びフルタイム会計年度任用職員の人件費の補正につきまして一括説明をさせていただきます。内容といたしましては、当初予算時に予定していた職の未採用、年度途中における職員の退職、育児休業取得者の給与等確定、共済組合納付金、退職手当組合負担金の確定に伴う補正などがございます。このたびの人件費の補正額は、一般会計及び8特別会計合わせまして2節給料で2,573万5,000円の減額、3節職員手当等で2,117万5,000円の減額、4節共済費で1,831万5,000円の減額、合計で6,522万5,000円の減額となるものがございます。

1款1項1目議会費272万円を減額し、8,415万6,000円、内容につきましては執行残による減額でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1,284万6,000円を減額し、2億9,178万7,000円、内容につきましては執行残による減額のほか、説明資料102ページに記載のとおり役場庁舎会議室拡張に要する費用を追加するものがございます。役場庁舎会議室拡張事業の詳細につきましては、説明資料135ページの政策等調書に記載のとおりでございます。

22ページを御覧願います。2目情報化推進管理費839万9,000円を減額し、1億4,346万2,000円、内容につきましては説明資料103ページに記載のほか、執行残による減額補正でございます。

3目文書広報費72万4,000円を追加し、801万7,000円、内容につきましては説明資料103ページに記載のとおり印刷製本費並びに折り込み手数料を追加するものがございます。

4目自動車管理費245万円を減額し、2,147万円、内容につきましては執行残による減額補正でございます。

24ページを御覧願います。5目財産管理費57万4,000円を追加し、1,084万1,000円、内容

につきましては執行残による減額及び認定こども園に係る火災保険料を追加するものでございます。

7目企画費1,875万6,000円を減額し、1億275万6,000円、内容につきましては説明資料103ページから104ページに記載の地域おこし協力隊事業、笑顔輝く地域づくり支援事業の減額のほか、執行残による減額でございます。

8目支所費20万円を減額し、2,085万3,000円、内容につきましては執行残による減額補正でございます。

10目生活安全推進費199万1,000円を減額し、2,589万8,000円、内容につきましては説明資料104ページに記載の消費者行政推進事業の減額のほか、執行残による減額補正でございます。

11目成人式費5万円を減額し、20万円。

12目職員厚生費137万8,000円を減額し、816万7,000円。

26ページを御覧願います。13目諸費389万1,000円を減額し、4,411万4,000円。

15目地方創生推進交付金事業費120万円を減額し、7,111万5,000円。

16目特別定額給付金事業費435万5,000円を減額し、4億6,039万5,000円。

2項徴税费、1目税務総務費47万5,000円を減額し、2,685万3,000円。

3項1目戸籍住民登録費81万1,000円を減額し、2,979万3,000円。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費49万4,000円を減額し、743万5,000円。

これらは、全て執行残による減額補正でございます。

28ページを御覧願います。5項統計調査費、2目指定統計調査費18万2,000円を減額し、384万5,000円、内容につきましては説明資料105ページに記載のとおりでございます。

6項1目監査委員費93万円を減額し、211万9,000円、内容につきましては執行残による減額補正でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費277万7,000円を減額し、3億3,332万9,000円、内容につきましては執行残の減額及び国民健康保険事業特別会計繰出金の減額のほか、説明資料105ページに記載のとおり保険基盤安定繰出金を追加するものでございます。

2目国民年金事務費2万1,000円を減額し、3万2,000円。

3目厚生委員費62万5,000円を減額し、241万3,000円。

4目青少年健全育成費2万円を減額し、26万8,000円。

5目社会福祉施設費10万2,000円を減額し、198万3,000円。

6目重度心身障害者ひとり親家庭等医療対策費102万8,000円を減額し、648万9,000円。

これらにつきましては、全て執行残による減額補正でございます。

7目後期高齢者医療費1,048万2,000円を減額し、8,311万3,000円、内容につきましては説明資料106ページに記載のほか、後期高齢者医療特別会計繰出金を減額するものでございます。

30ページを御覧願います。8目相談支援事業所運営費4万5,000円を減額し、9万円、内容につきましては執行残による減額補正でございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費231万7,000円を減額し、4,343万5,000円、内容につきましては説明資料106ページから107ページに記載のほか、執行残による減額補正でございます。

2目児童措置費704万円を減額し、5,112万1,000円、内容につきましては説明資料107ページに記載のほか、執行残による減額補正でございます。

3目認可保育園運営費764万円を減額し、1億1,177万9,000円。

4目へき地保育所運営費152万3,000円を減額し、2,156万6,000円、内容につきましては執行残による減額補正でございます。

5目児童館運営費1万1,000円を追加し、52万7,000円、内容につきましては説明資料107ページに記載のとおり除雪に係る会計年度任用職員報酬を追加するものでございます。

6目子ども発達支援センター運営費15万円を減額し、2,512万8,000円。

32ページを御覧願います。7目学童保育所費97万4,000円を減額し、1,218万5,000円。

8目子育て支援センター費23万1,000円を減額し、1,796万6,000円。

9目認定こども園新築事業費1億721万5,000円を減額し、11億6,319万7,000円。

これらは、全て執行残による減額補正でございます。

3項老人福祉費、1目老人福祉総務費1,790万1,000円を減額し、2億3万1,000円、内容につきましては説明資料108ページから110ページに記載のほか、執行残による減額補正でございます。

2目老人福祉施設費430万4,000円を追加し、9,530万4,000円、内容につきましては説明資料110ページに記載のとおり老人福祉施設保護措置費を追加するものでございます。

3目老人ホーム費1,504万2,000円を減額し、2億4,550万6,000円。

34ページを御覧願います。4目町民バス管理費500万円を減額し、257万6,000円。

これらは、執行残による減額補正でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費1,263万1,000円を減額し、2億2,999万2,000円、内容につきましては執行残による減額及び簡易水道特別会計繰出金を減額するものでございます。

2目予防費142万円を減額し、1,578万1,000円、内容につきましては説明資料111ページに記載のとおり新型コロナウイルスワクチン接種に要する費用を補正するものでございます。

3目環境衛生費372万円を減額し、3,082万2,000円、内容につきましては執行残による減額並びに個別排水処理特別会計繰出金を減額するものでございます。

5目医療対策費2,881万5,000円を減額し、7,755万円、内容につきましては執行残による減額及び浦幌町立診療所特別会計繰出金の減額のほか、説明資料111ページに記載のとおり帯広厚生病院運営費補助金を追加するものでございます。

36ページを御覧願います。6目乳幼児等医療対策費600万4,000円を減額し、1,046万円、内容につきましては執行残による減額補正でございます。

8目保健福祉センター管理費2,319万2,000円を追加し、4,593万1,000円、執行残による減額のほか、説明資料111ページに記載のとおり保健福祉センターの空調設備整備に要する費用を追加するものでございます。

2項清掃費、1目塵芥処理費64万9,000円を減額し、7,939万円、内容につきましては説明資料112ページに記載のほか、執行残による減額補正でございます。

2目し尿処理費26万8,000円を追加し、420万1,000円、内容につきましては説明資料112ページに記載のとおりでございます。

5款労働費、1項1目労働諸費2万7,000円を追加し、1,730万5,000円、内容につきましては説明資料113ページに記載のとおり中小企業勤労者福利厚生共済加入奨励補助金を追加するものでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費2,272万2,000円を減額し、1億4,328万8,000円、内容につきましては説明資料113ページから116ページに記載のほか、執行残による減額補正でございます。

5目畜産振興費90万4,000円を減額し、1,992万円、執行残による減額補正でございます。

6目土地改良費268万4,000円を減額し、1億290万1,000円、内容につきましては説明資料116ページに記載のほか、執行残による減額でございます。

8目道営土地改良事業費3,045万1,000円を減額し、5,865万2,000円、内容につきましては説明資料116ページから118ページに記載のほか、執行残による減額補正でございます。

38ページを御覧願います。10目団体営土地改良事業費26万9,000円を減額し、727万2,000円。

2項林業費、1目林業総務費6万円を減額し、2,522万5,000円。

2目林業振興費301万2,000円を減額し、5,542万1,000円。

3目林道維持費31万3,000円を減額し、1,127万5,000円。

4目うらほろ森林公園管理運営費61万3,000円を減額し、2,722万6,000円。

これらは、いずれも執行残による減額補正でございます。

3項水産業費、2目水産業振興費771万円を減額し、3,840万1,000円、内容につきましては説明資料118ページに記載のほか、執行残による減額補正でございます。

7款1項商工費、1目商工振興費4,685万9,000円を減額し、2億9,940万円、内容につきましては執行残による減額補正でございます。

2目観光費1,167万6,000円を追加し、5,966万4,000円、内容につきましては執行残による減額のほか、説明資料119ページに記載のとおりレストラン施設非常用照明、留真温泉バイオマスボイラー及び次亜塩素酸ナトリウム注入機の修繕並びにレストラン施設のトイレ改修に要する費用を追加するものでございます。

40ページを御覧願います。3目工業対策費52万8,000円を減額し、50万8,000円。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費57万円を減額し、3,644万3,000円。

これらにつきましては、いずれも執行残による減額補正でございます。

2項道路橋梁費、1目土木車両管理費100万円を追加し、4,231万3,000円、内容につきましては説明資料119ページに記載のとおり除雪車両に要する消耗品費を追加するものでございます。

2目道路維持事業費541万4,000円を減額し、1億4,843万9,000円、内容につきましては執行残による減額補正でございます。

3目道路建設補助事業費1億8,138万8,000円を減額し、3億466万2,000円、内容につきましては説明資料120ページに記載のとおりでございます。

3項河川費、1目河川管理費41万8,000円を減額し、3,937万8,000円。

4項都市計画費、1目都市計画総務費9万円を減額し、2万8,000円。

これらは、執行残による減額補正でございます。

2目公共下水道費784万9,000円を減額し、1億459万円、これは公共下水道特別会計繰出金を減額するものでございます。

3目公園緑地管理費31万9,000円を減額し、989万2,000円、これは執行残による減額でございます。

42ページを御覧願います。5項住宅費、1目住宅管理費550万8,000円を減額し、4,972万3,000円、内容につきましては執行残による減額のほか、説明資料121ページに記載のとおり町営住宅の電気温水器等の修繕に要する費用を追加するものでございます。

2目公営住宅建築費110万円を減額し、590万円、内容につきましては執行残による補正でございます。

9款1項消防費、1目常備消防費123万2,000円を追加し、1億8,928万4,000円、内容につきましては説明資料121ページに記載のとおり消防職員の新型コロナウイルス感染症対策資機材購入に要する費用を追加するものでございます。詳細につきましては、説明資料136ページの政策等調書に記載のとおりでございます。

2目非常備消防費771万3,000円を減額し、3,184万1,000円、内容につきましては執行残による減額補正でございます。

3目災害対策費192万2,000円を減額し、5,898万1,000円、内容につきましては執行残による減額のほか、説明資料121ページに記載のとおり保健福祉センター内に災害時に使用する感染症対策資材等の収納棚整備に要する費用を追加するものでございます。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費36万4,000円を減額し、216万8,000円。

2目事務局費392万7,000円を減額し、5,746万3,000円。

これらは、執行残による減額補正でございます。

44ページ、御覧願います。2項小学校費、1目学校管理費1,490万1,000円を追加し、1億4,543万2,000円、内容につきましては執行残による減額のほか、説明資料122ページに記載のとおり各小中学校保健室及び各小学校パソコン教室の空調設備整備等に要する費用を

追加するものでございます。

2目教育振興費281万円を減額し、1,520万1,000円。

3目特別支援教育振興費6万7,000円を減額し、792万5,000円。

5目学校保健費26万1,000円を減額し、234万5,000円。

3項中学校費、1目学校管理費422万7,000円を減額し、7,370万6,000円。

これらは、いずれも執行残による減額補正でございます。

46ページを御覧願います。2目教育振興費666万6,000円を減額し、1,481万2,000円、内容につきましては説明資料122ページに記載のほか、執行残による減額補正でございます。

4目スクールバス管理費709万6,000円を減額し、4,306万7,000円、内容につきましては執行残による減額補正でございます。

4項幼稚園費、1目幼稚園運営費144万4,000円を減額し、4,133万5,000円、内容につきましては執行残による減額のほか、説明資料123ページに記載のとおり浦幌幼稚園の感染症対策資材購入に要する費用を追加するものでございます。

5項社会教育費、1目社会教育総務費325万5,000円を減額し、4,857万6,000円、内容につきましては執行残による減額補正でございます。

2目公民館運営費1,895万8,000円を追加し、6,911万9,000円、内容につきましては執行残による減額のほか、説明資料123ページに記載のとおり厚内公民館トイレ改修に要する費用を追加するものでございます。

3目博物館費10万1,000円を減額し、278万4,000円。

48ページを御覧願います。4目高齢者学級開設費15万8,000円を減額し、23万8,000円。

5目青少年教育費27万5,000円を減額し、62万円。

これらは、いずれも執行残による減額補正でございます。

7目図書館管理費958万9,000円を減額し、3,448万円、内容につきましては執行残による減額のほか、説明資料123ページに記載のとおり図書購入に要する費用を追加するものでございます。

6項保健体育費、1目社会体育総務費67万6,000円を減額し、1,482万6,000円。

2目社会体育施設費215万1,000円を減額し、7,948万8,000円。

3目給食センター管理費565万5,000円を減額し、9,838万8,000円。

これらは、いずれも執行残による減額補正でございます。

13款諸支出金、1項1目過年度支出金8万円を追加し、383万2,000円、内容につきましては説明資料124ページに記載のとおり経営体育成支援事業補助金返還金を追加するものでございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

6番、安藤議員。

○安藤議員 教えていただきたいのですが、補正予算書の24ページ、説明資料103ページで

すが、地域おこし協力隊についてうらほろスタイル担当が1名、十勝うらほろ創生キャンプ担当が1名減少したということが書いてありますが、この関係についてもう少し詳しく教えていただきたいのと、あと予算書の35ページの予防費なのですが、ここでコロナワクチンの受付業務委託料と関係あるのですが、その件についてよくテレビでは首相が全額国で持ちますよと言っているのですが、ここでは補助のところとかその他も入っていないのです。この辺について国から将来的にというか、来るのかどうかお聞きしたいのと、それとあと37ページの土地改良費の中で負担金、補助及び交付金で心土破碎事業補助金101万2,000円減ということになっていますが、これは町単独の事業のものなのか、どうして減額になるのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 それでは、1点目の地域おこし協力隊の関係について私のほうから説明をさせていただきます。

人が来なかった部分の詳しく説明をということでございました。当初うらほろスタイルに関連しましては3名を予定しておりました。それから、創生キャンプに関しても3名ということでそれぞれ予算を人件費、それからコーディネーターの委託料ということで予定をしておりました。これまでも事業の内容を理解した上で来てもらいたいということで、うらほろスタイルにつきましては釧路教育大の関係者ですとか、NPOのうらほろスタイルのほうにも相談しながら、こういう方がいるよという方を紹介してもらいながら募集をかけて面接をして決定したということでございますが、うらほろスタイルに関しましては任期途中で1人退任したこともありまして、そういう部分でそういうような内容を十分理解している方が集められなかったということでございます。また、創生キャンプに関しましては初めての事業ということで、いろいろな関わっている方にこういう方がいるよだとか、浦幌の今までの取組を理解されている方を中心に探しておりましたがこちらに関しましては2人の応募はあったのですが、3人目は応募がなかったということで、1年間通して募集をしていたわけではなくて、当初始まった頃から人が集まらなかったのも、全体事業を回していく関係からも一旦ここで募集を終了いたしまして、1名ずつ欠員ということで対応してきたというところでございます。

○田村議長 保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 ただいま安藤議員の2点目のコロナワクチンに係ります接種事業は、コールセンターの設置、90万9,000円の補正額という形で計上させていただいています。各報道等ございますが、国としましては令和2年度から令和3年度の9月31日までにかかります15か月予算という形で国のワクチン接種の体制確保事業費国庫補助金ということで先般交付要綱が発出されまして、浦幌町におきます配分としましてこの15か月予算の中で総額上限額として2,700万円という形で示されてございます。このたび歳入のほう補正はしていなかったのですが、補正期限までに示される部分がはっきりしなかったということで、

まず財政調整基金のほうから繰入れしまして、ワクチン接種に係る令和2年度の予算、それから令和3年度の予算といったところを精査した中で令和2年度中に入ってくる全ての10分の10の補助金を最終的には会計のほうに入れて町負担がないという形を取らせていただきたいと考えておりますので、基本的には現在10分の10、全て公費で賄われると考えております。

以上です。

○田村議長 産業課長。

○小川産業課長 土地改良費の心土破碎に関する内容でございますが、これにつきましては農業振興対策事業のメニューの一つでございますが、全体としましては受益者負担金と浦幌町の補助金及び農協の補助金、これによりまして成立するものでございます。総事業費に対しまして、浦幌町からの補助金といたしましては時間当たり2,400円という定めを持っておりまして、それに対する補助金を給付して補助をしている内容のものでございます。事業量の減少、当初説明資料に記載のとおりおおむね1,000時間程度の予算の状況でありましたが、令和2年度の実績におきまして578時間の稼働であったと、そういった内容の実績よっての今回の更正減という内容でございます。

以上です。

○田村議長 6番、安藤議員。

○安藤議員 地域おこし協力隊については、該当者がなかなか集まらなかったということですが、やはりうらほろスタイルだとか、うらほろ創生キャンプのところにと、そういうところに充てようと思うというか、そういうのはなかなか大変なことではないかなと思うのです。ですから、多少役場である程度その内容を研修したりしてからそういうところに配置するとか、そういうことも考えたほうがいいのではないかなと、私はそう思います。それとあと心破の関係なのですが、この辺について、せっかく予算化して、少しでも有効利用していただければと、今回町長の執行方針でも透排水性の改善を図ることまで言っていますから、やはり予算つけたら計画性を持ってある程度やっていただきたいなと思います。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 ただいまのご質問1点目にお答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、いろんな研修を積むという部分、大変必要だと思っております。去年は、創生キャンプあたりはスタートの年ということもありましたけれども、今年は人の往来は難しいのですが、大学生の方をオンラインで内容をディスカッションしたりですとか、うらほろスタイルにつきましては釧路の大学生でありますので、インターン生ですとか、そういう形で学生の頃から関わっていただくような部分で考えております。また、立場は会計年度任用職員ということもありますので、職員の部分も研修に加えながらということで人員を確保していきたいと考えてございますので、ご理解いただきたいと思いま

す。

○田村議長 産業課長。

○小川産業課長 心土破碎事業の関係でございますが、議員のおっしゃるとおり補助金として予算を確保したものの、これがこういった形で執行残となるのは確かにそういった内容でございます。それらを踏まえまして、最近心土破碎事業自体が結果的な執行減少の傾向がございましたので、新たな第4期のまちづくり計画の中で暗渠事業、心土破碎事業の継続に関して打合せをした中で単体事業ではなくて基盤整備一本化の事業制度とするということで、明渠排水の掘削事業と暗渠排水事業と心土破碎事業、これら3項目を併せた今回は補助申請として令和3年度からは補助金をその中で横断的に執行できるような体制として今考えておりますので、その点についてはご理解をいただければと思います。

以上です。

○田村議長 9番、阿部議員。

○阿部議員 39ページの商工振興費というところで伺います。

予算執行が余ったところで商工業緊急支援給付金とあるのですが、今年のようなコロナ禍の中でこういうことの申請がなかったのか、それとも国の給付金で終わったのか、もしくは浦幌町の申請の要件が厳しかったのか、これ間違いなければ3,000万円ぐらい残っているのですが、給付金ですから、無理して、なければ使わなくていいのかなと思うのですが、その辺の内容を教えてください。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

商工業緊急支援給付金につきましては、昨年当初からの新型コロナウイルス感染症の緊急支援として町独自の給付金事業として行ったものでございます。この部分につきましては、第1回目といいますか、2月から5月を対象期間といたしまして、中小企業総数230社ほど、そのうち140社を対象として30万円を給付するというような内容の事業でございました。この時点におきましては、国の給付金事業も同時に並行してございまして、国の支援金の受給者についてはこの町の事業に対しては給付対象者とはならないという制限を設けさせていただきました。その中で町のこの制度自体が見込める業者数を読み取ることが非常に困難であったものですから、一定区切り大きな予算規模として当初予算としては盛らせていただきました。結果といたしまして、町のほうの支援給付金の受給対象者が39社になってございます。その実績残、当初予算額4,200万円に対しまして39社、合計1,130万円強、これらを給付いたしまして、その残となる3,065万円ほど、この分を今回執行残として提案をさせていただいております。このほかには、国の支援給付を受給された方々もいらっしゃるのですが、その辺の細かい情報というのは我々も把握することができませんので、浦幌町全体で何社が国の支援給付を受けて対象になったというところの情報についてはこちらでも把握はできないといったところでございますので、ご理解をお願いします。

○田村議長 9番、阿部議員。

○阿部議員 それは、ちょっと早い時期のことだと思うのです。正月近辺というのは、どういふ感じで、それはずれてしまったものだから関係ないのか、あくまで当初の予算の中で終わってしまって、この後はなかったのでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 今ご質問の緊急支援給付金事業、こちらの対象月が昨年令和2年の2月から5月までの期間、この間に20%以上の減少された方、それらに給付するという内容でございまして、令和2年の1月については対象月ということにはなってございません。

以上です。

○田村議長 9番、阿部議員。

○阿部議員 私の質問の仕方が悪かったのですが、2年の12月から3年の1月ぐらいまでの間に、本当は期間から外れてはいるのですが、形の中で、その間に例えば結構お話を聞いていますと正月厳しいなという人がいたものですから、そういうときには例えば申請ってできなかったものなのかなと私考えたのですが。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 先ほどの支援給付金の審査の対象となる月が令和2年2月から令和2年5月までということで制度をつくってございますので、令和2年12月はこの支援金の給付対象の月には該当はいたしません。それで、昨年令和2年の12月から令和3年1月、年末年始にかけてのコロナの影響というものを加味した中で浦幌町といたしましては飲食店に限っては12月、1月の合計収入額、それから30%減少した方については別な支援制度を設けて今現在も受付をしているところでございます。

以上です。

○田村議長 9番、阿部議員。

○阿部議員 経済状況の中で去年の暮れから今年にかけてすごく売上げがなくなった人がいるのですが、ぎりぎりでやっていて、基準の30%に達しない、20%とか10%ちょっとぐらいという人がいるのです。その人がなぜ私にこぼしてきたかという、ぎりぎりの生活で、それ以上下がったらもう生活できないよと、そこら辺何とかならないのかなということ言われたものですから、今みたいなちょっと切ない質問をしたのですけれども、今30%と言われたので、これは規定だから仕方ないと思うよとは言ったのですが、この時期に関して、今まだ生活しているから大丈夫だと私は思うのですが、そういう状況ではないものですから、あと経営をどうするかというところに来ている人もいるという話聞くものから、伺ってみました。

以上です。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 制度設計する上では、全ての方に対して支援ができれば、それにこしたことはないと思うのですが、やはり影響の程度、度合い、そういったものをこちら側でもいろいろと検討させていただきながら、一定の区切りというものを設けさせていただいております。そういった中での30%ということで今回はご提案させていただきました。町としましては、先ほどお話しした2月から5月への支援給付、それとは別に6月から10月の対象月に対する支援給付、こういったものも行っておまして、都合飲食店だけに限れば3回目の支援給付を行っているというような状況でございます。そういった中では、商工企業者、そういった方のお声も聞きながら、我々としてはそういったところにてできるだけ支援をしているというような形で今は考えさせていただいているところでございます。

以上です。

○田村議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

ここで一般会計補正予算全体を通じての質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行いたいと思います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第16号

○田村議長 日程第20、議案第16号 令和2年度浦幌町町有林野特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長。

○小川産業課長 それでは、議案書の50ページを御覧願います。あわせて、説明資料につきましては125ページを御覧願います。議案第16号 令和2年度浦幌町町有林野特別会計補正予算。

令和2年度浦幌町の町有林野特別会計補正予算(第5回)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ33万9,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1億2,286万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月8日提出、浦幌町長。

次のページを御覧願います。第1表、歳入歳出予算補正並びに52ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、説明を省略させていただきます。

このたびの補正につきましては、間伐材売払収入の額の確定に伴う追加と造林事業及び森林整備加速化・林業再生事業の確定に伴う道補助金の減額、町有林管理委託料等事業の確定に伴う減額、それに伴う基金繰入金を追加するものでございます。

議案書の53ページを御覧願います。2、歳入、1款道支出金、1項道補助金、1目造林補助1,305万4,000円を減額し、7,073万8,000円、事業確定に伴います造林補助金、森林整備加速化・林業再生事業補助金の減額でございます。

2款財産収入、2項財産売払収入、2目素材売払収入661万4,000円を追加し、1,749万円、間伐材売払収入の確定に伴う追加でございます。

3款繰入金、2項1目基金繰入金587万6,000円を追加し、2,022万9,000円、基金繰入金の追加でございます。

5款諸収入、1項1目雑入22万5,000円を追加し、22万6,000円、送電線接近木伐採補償費に係る雑入でございます。

54ページを御覧願います。3、歳出、1款1項1目財産管理費33万9,000円を減額し、1,775万5,000円、町有林管理委託料等事業確定に伴う減額でございます。

以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第17号

○田村議長 日程第21、議案第17号 令和2年度浦幌町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○佐藤町民課長 別冊議案書55ページをお開き願います。あわせて、説明資料は126ページから127ページを御覧願います。議案第17号 令和2年度浦幌町国民健康保険事業特別会計補正予算。

令和2年度浦幌町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第5回）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,111万1,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ6億9,405万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月8日提出、浦幌町長。

56ページの第1表、歳入歳出予算補正並びに57ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、説明を省略させていただきます。

58ページをお開き願います。2、歳入、1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税95万円を減額し、1億9,565万円、内容は説明資料記載のとおり令和2年度の賦課決定に伴い、当初予算の課税額と比較し、後期高齢者支援分に係る限度額超過額及び軽減額の増加により現年課税分を減額補正し、各滞納繰越分につきましては実績に基づき追加補正するものでございます。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目災害臨時特例補助金66万5,000円を追加し、66万6,000円、内容は説明資料記載のとおり新型コロナウイルスの影響に伴う保険税減免について国庫補助金の内示により追加補正をするものでございます。

3款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金2,661万円を減額し、4億1,915万4,000円、内容は説明資料記載のとおり保険給付費について事業実績の減少に伴う普通交付金の減額補正と特定健診等の保健事業等によって交付される特別交付金の増額に伴い追加補正するものでございます。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金201万7,000円を減額し、6,401万1,000円、内容は説明資料記載のとおり、主な理由としては軽減対象世帯が当初見込みより多かったことから、保険基盤安定繰入金が増額となったことに伴う追加補正と人件費に係る減額補正を行うものでございます。

2項1目基金繰入金263万8,000円を減額し、513万7,000円、内容は保険基盤安定繰入金等が増額し、保険給付費が減額となったことにより、国民健康保険事業基金繰入金を当初予定していた額まで取り崩す必要がなくなったことにより減額補正するものでございま

す。

7款諸収入、3項雑入、1目一般被保険者第3者納付金34万円を追加し、44万円、内容は被保険者の交通事故による第3者納付金1件分に係る増額でございます。

3目一般被保険者返納金9万9,000円を追加し、10万円、内容は資格喪失後に受けた療養給付費の返納金に係る増額でございます。

続きまして、60ページをお開き願います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費342万6,000円を減額し、2,507万5,000円、内容は人件費等の執行残でございます。

2目連合会負担金7,000円を減額し、41万9,000円、内容は被保険者数の減少に伴う北海道国保連合会負担金の減額でございます。

3項1目運営協議会費5万7,000円を減額し、9万5,000円、内容は報酬及び旅費の執行残でございます。

2款1項保険給付費、1目療養費2,277万5,000円を減額し、3億4,275万2,000円、内容は説明資料記載のとおり、主な理由は保険給付費の減額に伴う給付事業負担金の減額でございます。

2目高額療養費400万円を減額し、4,010万2,000円、内容は説明資料記載のとおり高額療養費の減額に伴う負担金の減額でございます。

4目出産育児諸費42万円を減額し、294万2,000円、内容は説明資料記載のとおり事業実績に伴い1件分の出産育児一時金負担金を減額するものでございます。

5目葬祭諸費9万円を減額し、27万円、内容は説明資料記載のとおり事業実績に伴い3件分の葬祭費負担金を減額するものでございます。

6款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費25万3,000円を減額し、713万6,000円、内容は旅費の執行残でございます。

2項保健事業費、1目保健衛生普及費52万2,000円を減額し、593万円、内容は医療費通知及び後発医薬品、ジェネリック通知作成委託料の減額並びに国保人間ドック受診者数の減少に伴い減額補正するものでございます。

続きまして、62ページをお開き願います。8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目保険給付費等交付金償還金43万9,000円を追加し、54万3,000円、内容は歳入の7款諸収入、3項雑入、1目一般被保険者第3者納付金及び3目一般被保険者返納金で追加補正した内容と同様、第3者納付金及び資格喪失後に受けた療養給付費に係る保険給付費等交付金を北海道へ返還するもので、その合計額と同額を追加補正するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第18号

○田村議長 日程第22、議案第18号 令和2年度浦幌町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○佐藤町民課長 別冊議案書63ページをお開き願います。あわせて、説明資料は128ページから129ページを御覧願います。議案第18号 令和2年度浦幌町後期高齢者医療特別会計補正予算。

令和2年度浦幌町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ9,121万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月8日提出、浦幌町長。

64ページの第1表、歳入歳出予算補正並びに65ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、説明を省略させていただきます。

66ページを御覧願います。2、歳入、1款1項1目後期高齢者医療保険料107万4,000円を追加し、5,750万1,000円、内容は説明資料記載のとおり当初予算と比較し被保険者の所得が増加したことにより追加補正をするものでございます。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金106万6,000円を減額し、3,322万5,000円、内容は説明資料記載のとおり、主な理由は後期高齢者医療広域連合納付金が決定されたことと軽減対象者が当初見込みより少なかったことに伴い各繰入金を減額補正するものでございます。

5款国庫支出金、1項国庫補助金、1目後期高齢者医療制度円滑運営事業費補助金6万6,000円を追加し、6万6,000円、内容は説明資料記載のとおり後期高齢者医療広域連合電算処理システムにおける平成30年度税制改正対応に伴うシステム改修経費に対する国庫補

助金の内示により追加補正するものでございます。

続きまして、67ページを御覧願います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費19万2,000円を減額し、596万6,000円、内容は人件費等の執行残でございます。

2項1目徴収費1万1,000円を減額し、77万円、内容は消耗品費の執行残でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金27万7,000円を追加し、8,414万7,000円、内容は説明資料記載のとおり保険料の増額及び事務費等の減額確定により後期高齢者医療広域連合納付金を追加補正するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第19号

○田村議長 日程第23、議案第19号 令和2年度浦幌町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○佐藤町民課長 別冊議案書68ページをお開き願います。あわせまして、説明資料は130ページから131ページを御覧願います。議案第19号 令和2年度浦幌町介護保険特別会計補正予算。

令和2年度浦幌町の介護保険特別会計補正予算(第4回)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ994万3,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ6億6,467万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月8日提出、浦幌町長。

69ページと70ページの第1表、歳入歳出予算補正並びに71ページの歳入歳出補正予算事

項別明細書、1、総括につきましては、説明を省略させていただきます。

72ページをお開き願います。2、歳入、1款1項介護保険料、1目第1号被保険者介護保険料81万6,000円を減額し、1億1,167万5,000円、内容は説明資料記載のとおり低所得者に対する保険料軽減の拡充及び新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険料減免に伴う減額補正並びに滞納繰越分の収入増に伴う追加補正でございます。

2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金468万6,000円を減額し、4,464万円、内容は説明資料記載のとおり保険給付費に係る普通調整交付金の交付割合の減に伴う減額補正でございます。

6目災害等臨時特例補助金17万7,000円を追加し、17万7,000円、内容は説明資料記載のとおり新型コロナウイルス感染症対策に係る保険料減免に対する補助金を追加補正するものでございます。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金601万8,000円を減額し、1億2,010万4,000円、地域支援事業等各種事業費の確定見込みに伴う減額及び追加補正並びに説明資料記載のとおり低所得者に対する保険料軽減の拡充に伴う追加補正を行うものでございます。

2項基金繰入金、1目給付費準備基金繰入金138万5,000円を追加し、200万5,000円、内容は説明資料記載のとおり保険給付費等の事業実績に伴い介護給付費準備基金繰入金を増額するものでございます。

8款諸収入、1項延滞金及び過料、1目第1号被保険者延滞金1万5,000円を追加し、1万6,000円、内容は説明資料記載のとおり延滞金収入があったことによる追加補正でございます。

続きまして、74ページをお開き願います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費5万1,000円を追加し、1,736万2,000円、人件費等に係る追加補正でございます。

3項1目介護認定審査会費63万円を減額し、403万円、主治医意見書作成料の執行残による減額補正でございます。

4項1目介護保険運営協議会費4,000円を追加し、4万4,000円、会長の答申に係る報酬1回分の追加補正でございます。

6項1目計画策定委員会費27万3,000円を減額し、32万4,000円、浦幌町老人福祉計画・第8期介護保険事業計画書作成に係る印刷製本費の執行残による減額補正でございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス等給付費430万円を追加し、1億5,680万円、内容は説明資料記載のとおり事業実績の増加に伴い追加補正をするものでございます。

3目地域密着型介護サービス等給付費80万円を追加し、1億1,380万円、内容は説明資料記載のとおり事業実績の増加に伴い追加補正するものでございます。

4目施設介護サービス等給付費240万円を減額し、2億4,160万円、事業実績の減少に伴

い減額補正するものでございます。

2項1目高額介護サービス等費150万円を追加し、1,550万円、内容は説明資料記載のとおり事業実績の増加に伴い追加補正するものでございます。

3項1目高額医療合算介護サービス等費40万円を減額し、170万円、内容は説明資料記載のとおり事業実績の減少に伴い減額補正するものでございます。

4項1目特定入所者介護サービス等費380万円を減額し、3,520万円、内容は説明資料記載のとおり事業実績の減少に伴い減額補正するものでございます。

4款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費238万2,000円を減額し、963万2,000円、事業実績の減少に伴い減額補正するものでございます。

2目一般介護予防事業費283万8,000円を減額し、652万1,000円、事業実績の減少に伴い減額補正するものでございます。

3目高額介護予防サービス費相当事業費3万円を減額し、ゼロ円、未執行による減額補正でございます。

2項包括的支援事業費、1目地域包括支援センター運営事業費145万9,000円を減額し、1,794万8,000円、執行残による減額補正でございます。

2目在宅医療・介護連携推進事業費9万8,000円を減額し、3万8,000円、執行残による減額補正でございます。

3目認知症総合支援事業費23万3,000円を減額し、529万6,000円、執行残による減額補正でございます。

4目生活支援体制整備事業費3万円を減額し、571万3,000円、執行残による減額補正でございます。

続きまして、78ページをお開き願います。3項任意事業費、1目介護給付等費用適正化事業費1万6,000円を減額し、6万8,000円、執行残による減額補正でございます。

2目家族介護支援事業費141万5,000円を減額し、214万8,000円、執行残による減額補正でございます。

3目その他任意事業費59万4,000円を減額し、15万8,000円、執行残による減額補正でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りをいたします。暫時休憩したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

暫時休憩をいたします。

午後 3時20分 休憩

午後 3時34分 再開

○田村議長 休憩を解き会議を開きます。

休憩前に引き続き審議を続けたいと思います。

◎日程第24 議案第20号

○田村議長 日程第24、議案第20号 令和2年度浦幌町浦幌町立診療所特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町立診療所事務長。

○鈴木診療所事務長 別冊補正予算書79ページを御覧願います。あわせて、説明資料132、133ページを御覧願います。議案第20号 令和2年度浦幌町浦幌町立診療所特別会計補正予算。

令和2年度浦幌町の浦幌町立診療所特別会計補正予算(第3回)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,244万5,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ2億7,331万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債)

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

令和3年3月8日提出、浦幌町長。

次のページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正につきましては、説明を省略させていただきます。

81ページを御覧願います。第2表、地方債補正。変更、起債の目的、浦幌町立診療所医

療機器更新事業、医療機器更新事業、変更の内容につきましては補正後についてのみ説明をさせていただきます。限度額910万円、計も同額でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じでございます。

82ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、説明を省略させていただきます。

今回の補正予算の主な内容につきましては、説明資料に記載のとおり、歳入におきましては診療報酬収入等の確定見込みと新型コロナウイルス感染症の発熱外来診療体制確保に要する費用の支援補助金の追加補正、歳出につきましては消費税中間申告額の不足分の追加、人員補充を予定していた看護師等の人件費及び医療機器更新事業に係る入札執行残等の減額補正でございます。

83ページを御覧願います。2、歳入、1款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金2,754万5,000円を減額し、7,067万6,000円、一般会計繰入金の補正減でございます。

3款1項諸収入、1目診療報酬収入370万円を追加し、1億7,831万円、保険診療及び健康診査収入の診療報酬増収見込みによる追加補正でございます。

4款1項町債、1目浦幌町立診療所医療機器更新事業債160万円を減額し、910万円、事業費確定による補正減でございます。

6款国庫支出金、1項国庫補助金、1目発熱外来診療体制確保支援補助金300万円を追加し、300万円、説明資料に記載のとおり新型コロナウイルス感染症の発熱外来診療体制確保をしたことによります北海道から発熱者等診療・検査医療機関の指定を受けまして、それに伴い交付される支援補助金を追加するものでございます。

84ページをお開き願います。3、歳出、1款1項診療所費、1目診療所管理費55万3,000円を減額し、4,903万2,000円、消費税中間申告額の不足分の追加のほか、運営実績による更正減でございます。

2目医業費2,189万2,000円を減額し、2億1,659万1,000円、説明資料に記載のとおり人員補充を予定していた看護師等の人件費減額及び医療機器更新事業で入札執行残のほか、運営実績による更正減でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第21号

○田村議長 日程第25、議案第21号 令和2年度浦幌町公共下水道特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

施設課長。

○早瀬施設課長 補正予算書86ページを御覧願います。議案第21号 令和2年度浦幌町公共下水道特別会計補正予算。

令和2年度浦幌町の公共下水道特別会計補正予算(第3回)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ958万1,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ2億1,537万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債)

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

令和3年3月8日提出、浦幌町長。

87ページを御覧願います。第1表、歳入歳出予算補正につきましては、説明を省略させていただきます。

88ページを御覧願います。第2表、地方債補正。変更でございます。起債の目的、下水道事業、補正前限度額2,280万円、補正後限度額2,120万円、内容としましては公共下水道事業、補正前限度額2,280万円、補正後限度額2,120万円。計、補正前限度額2,280万円、補正後限度額2,120万円でございます。なお、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。

89ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、1の総括につきましては、説明を省略させていただきます。

90ページを御覧願います。このたびの補正につきましては、過年度における消費税還付に伴う追加補正と下水道改築事業等確定による減額補正をするものでございます。

2、歳入、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目公共下水道使用料24万4,000円を追加し、6,262万4,000円、公共下水道使用料滞納繰越分における追加補正でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道事業費補助金113万2,000円を減額し、1,966万8,000円、浦幌終末処理場設備等更新に関わる公共下水道事業費確定に伴う社会資本整備総合交付金の減額補正でございます。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金784万9,000円を減額し、1億459万

円、一般会計からの繰入金の減額補正でございます。

7款諸収入、3項1目雑入75万6,000円を追加し、75万8,000円、消費税還付に伴う追加補正でございます。

8款1項町債、1目公共下水道事業債160万円を減額し、2,120万円、公共下水道事業債の確定による減額補正でございます。

91ページを御覧願います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費182万8,000円を減額し、274万3,000円、内容につきましては消費税納付額確定による公課費ほかに関わる減額補正でございます。

1款総務費、2項施設管理費、1目管渠管理費39万9,000円を減額し、778万9,000円、内容につきましては執行残に伴います減額補正でございます。

1款総務費、2項施設管理費、2目処理場管理費30万円を減額し、3,256万円、内容につきましては執行残に伴います減額補正でございます。

2款事業費、1項1目下水道建設費624万1,000円を減額し、5,287万8,000円、内容につきましては人件費の補正並びに執行残に伴います減額補正でございます。

3款1項公債費、2目利子81万3,000円を減額し、982万1,000円、内容につきましては長期債償還利子の確定による減額補正でございます。

以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第22号

○田村議長 日程第26、議案第22号 令和2年度浦幌町個別排水処理特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

施設課長。

○早瀬施設課長 補正予算書93ページを御覧願います。議案第22号 令和2年度浦幌町個別排水処理特別会計補正予算。

令和2年度浦幌町の個別排水処理特別会計補正予算（第2回）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ174万9,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ5,315万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月8日提出、浦幌町長。

94ページを御覧願います。第1表、歳入歳出予算補正につきましては、説明を省略させていただきます。

95ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、1の総括につきましては、説明を省略させていただきます。

96ページを御覧願います。このたびの補正につきましては、過年度における消費税還付に伴う追加補正と保守業務委託料、事業費確定による委託料ほかに関わる減額補正をするものでございます。

2、歳入、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目排水処理施設使用料14万5,000円を追加し、1,252万8,000円、排水処理施設使用料現年度分及び排水処理施設使用料滞納繰越分における追加補正でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金218万9,000円を減額し、2,730万9,000円、一般会計からの繰入金の減額補正でございます。

6款諸収入、3項1目雑入29万5,000円を追加し、29万7,000円、消費税還付に伴う追加補正でございます。

97ページを御覧願います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費83万4,000円を減額し、20万8,000円、内容につきましては消費税納付額確定による公課費ほかに関わる減額補正でございます。

1款総務費、2項施設管理費、1目個別排水処理施設管理費91万5,000円を減額し、2,218万円、内容につきましては人件費の補正並びに執行残に伴います減額補正でございます。

以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第23号

○田村議長 日程第27、議案第23号 令和2年度浦幌町簡易水道特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

施設課長。

○早瀬施設課長 補正予算書98ページを御覧願います。あわせまして、説明資料134ページをお開き願います。議案第23号 令和2年度浦幌町簡易水道特別会計補正予算。

令和2年度浦幌町の簡易水道特別会計補正予算（第4回）は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,179万8,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ3億4,889万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債)

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

令和3年3月8日提出、浦幌町長。

99ページを御覧願います。第1表、歳入歳出予算補正につきましては、説明を省略させていただきます。

100ページを御覧願います。第2表、地方債補正。変更でございます。起債の目的、簡易水道事業、補正前限度額1,220万円、補正後限度額1,120万円、内容としましては簡易水道事業、補正前限度額1,220万円、補正後限度額1,120万円。計、補正前限度額1,220万円、補正後限度額1,120万円でございます。なお、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更がございません。

101ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、1の総括につきましては、説明を省略させていただきます。

102ページを御覧願います。このたびの補正につきましては、給水工事設計審査手数料の確定と過年度における消費税還付に伴う追加補正、簡易水道事業等の確定による減額補正をするものでございます。

2、歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目簡易水道費負担金1,347万円を減額し、2,343万円、内容につきましては説明資料134ページに記載のほか、水道管移設工事負担金の確定による減額補正でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料103万円を追加し、1 億5,389万2,000円、水道使用料現年度分及び水道使用料滞納繰越分における追加補正でございます。

2 項手数料、1 目簡易水道手数料9万5,000円を追加し、26万5,000円、水道工事設計審査件数の増に伴う追加補正でございます。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金924万6,000円を減額し、1 億5,150万8,000円、一般会計からの繰入金の減額補正でございます。

5 款諸収入、2 項1 目雑入79万3,000円を追加し、79万5,000円、消費税還付に伴う追加補正でございます。

6 款1 項町債、1 目簡易水道事業債100万円を減額し、1,120万円、簡易水道事業債の確定による減額補正でございます。

103ページを御覧願います。3、歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費271万8,000円を減額し、3,141万8,000円、内容につきましては人件費の補正及び執行残に伴います減額補正並びに消費税納付額確定による追加補正でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、2 目施設管理費13万円を減額し、6,967万8,000円、内容につきましては執行残に伴います減額補正でございます。

2 款1 項事業費、1 目給水事業費1,895万円を減額し、5,648万9,000円、内容につきましては説明資料134ページに記載のほか、執行残に伴います減額補正でございます。

以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第28 諮問第1号

○田村議長 日程第28、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○水澤町長 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和3年3月8日提出、浦幌町長。

氏名につきましては、永澤厚志さんであります。生年月日、住所等は記載のとおりであります。

永澤氏につきましては、平成26年より人権擁護委員を任命され、令和3年3月31日をもって任期満了となりますが、人格、識見ともに広く社会の実情に通じておられますことから、引き続き人権擁護委員候補者として選任し、法務大臣に推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

なお、人権擁護委員の任期は3年間でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で説明を終わります。

○田村議長 説明が終わりました。

本件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、これより質疑、討論を省略し、採決を行いたいと思います。

本件は、これを適任とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、諮問第1号は原案のとおり適任とすることに決定をいたしました。

◎休会の議決

○田村議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りをいたします。議事の都合により、明日から3月14日までの6日間を休会とし、3月15日に会議を開くことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、明日から3月14日までの6日間は休会とし、3月15日に会議を開くことに決定をいたしました。

◎散会の宣告

○田村議長 本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 4時02分